

証券コード 8303
平成18年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
株 式 会 社 新 生 銀 行
取締役代表執行役社長 ティエリー ポルテ

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当行第6期定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご出席くださいませようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえご送付いただくか、または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記「議決権の行使等についてのご案内」をご高覧のうえ、いずれかの方法により、平成18年6月26日午後5時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

記

1. 日 時 平成18年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
新生銀行 本店 1階新生ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第6期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第6期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）貸借対照表および損益計算書報告の件
 3. 第6期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）利益処分報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役15名選任の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
 - 第4号議案 自己の株式の取得の件
4. 議決権の行使等についてのご案内
(次頁「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。)

以 上

「議決権の行使等についてのご案内」

- (1) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- (2) 株主総会参考書類ならびに計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類に記載すべき事項ならびに計算書類、連結計算書類および営業報告書の内容とすべき事項について、招集通知を発出した日から株主総会の前日までに修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当行ホームページ (<http://www.shinseibank.com/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) 電磁的方法により招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求される場合の取扱い
電磁的方法により招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求される場合は、後記87頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」に記載しております三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）までご請求ください。
- (6) 機関投資家向け議決権行使プラットフォームの取扱い
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しては、後記87頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

(添付書類)

第6期 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで) 営業報告書

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当行グループ(当行および当行の子会社等)は、平成18年3月31日現在、当行、連結される子会社及び子法人等(株式会社アプラス、昭和リース株式会社等82社)及び関連法人等(持分法適用会社。シンキ株式会社、BlueBay Asset Management Limited等13社)で構成され(*)、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。当行連結決算におきましては、子会社及び子法人等82社を連結し、関連法人等13社に持分法を適用しております。

(*) 他に非連結子会社79社あり

【金融経済環境】

当連結会計年度のマクロ環境を顧みますと、日本経済は一時的な踊り場局面から脱し、前々期、前期に引き続く回復基調が継続しております。特に夏場以降、個人消費の底堅さに加えて企業マインドの改善が顕著となり、雇用状況の一層の改善が進捗してきています。また、年末近くには消費者物価指数がプラスに転じました。良好なマクロ経済環境が展望できるとみられることから、日銀は3月9日の金融政策決定会合において、量的緩和政策の解除を決定いたしました。長らくデフレ環境に苦しんだ日本経済の変容を象徴する金融政策の変更であり、次の段階で想定されるゼロ金利政策からの脱却が実現されれば、名実共に金融政策の正常化が達成されることとなります。

国内外の景気の明るさを反映して企業業績は引続き好調に推移いたしました。依然潤沢な流動性状況もあり、資産価格の上昇がみられました。日経平均株価指数は、11,000円台で推移した後、夏場から上昇傾向を継続してきており、3月末には17,000円台と平成12年以来の水準を回復して年度を終えております。地価の回復も全国的なものとなり、資産価格デフレの終焉も達成されたものと言えます。

海外経済も好調で、米国は3%台後半の成長率を維持しており、日本と共に長らく回復が遅れていたユーロ圏経済も堅調ぶりが鮮明になってきております。その他地域も含めて世界的な成長が前年度から続いております。

こうした実体経済の堅調を反映する形で、主要国の金融政策はこれまでの緩和から穏やかながら引締め方向に舵取りが変化してまいりました。米国は引続き小幅の利上げを継続してきており、欧州中央銀行も年末に利上げを再開しました。過剰ともみられた世界的に潤沢な流動性

は、徐々にではありますが、縮小方向に向かいつつあると思われます。

原油を始めとする商品価格の持続的な上昇にもかかわらず、世界的には依然として投資を上回る貯蓄超過の状態にあり、中国を始めとする供給能力の余剰もあって、インフレ率、特に食品、エネルギーを除いたコア・インフレ率は極めて安定した状態が継続しております。

このため、世界的な成長にもかかわらず、インフレ率の急激な上昇や大幅な金融引締め政策が取られる可能性は低いと考えられております。

為替につきましては、主要国通貨との金利差の拡大、国内からの国際分散投資の進展もあり、年度を通じて円は弱含みで推移いたしました。対ドルでの為替レートは、105円近辺から110円台後半の水準となっております。

総括いたしますと、世界的に堅調な経済成長状況のなかで、日本経済は順調な回復が継続いたしました。エネルギー価格を始めとする一次産品の価格上昇等懸念要因はありますものの、日本経済は、引続き穏やかなペースながら、持続的な成長への道を辿っているものとみられます。

【企業集団の営業の経過および成果】

(3つの戦略分野)

当行は、健全な財務体質と、インスティテューショナル・バンキング、コンシューマー・アンド・コマースファイナンス、リテール・バンキングを3つの戦略分野とするビジネスモデルをベースに、法人および個人のお客さまに、幅広い金融商品・サービスを提供しています。

当連結会計年度においては、インスティテューショナル・バンキングおよびリテール・バンキングの両分野が、順調に推移しました。加えて、前連結会計年度の株式会社アプラスおよび昭和リース株式会社の連結子会社化により、戦略分野の一つであるコンシューマー・アンド・コマースファイナンスが、中核分野として大きく成長し、通期で業績に貢献しました。

(当連結会計年度の営業の経過および成果)

当連結会計年度の主な営業の経過は以下のとおりです。

<リテール・バンキング業務>

リテール・バンキング業務におきましては、総合口座「PowerFlex」の新規開設が引続き好調に推移し、口座数は、平成18年3月末には従来からの口座を含め170万を超えました。また、平成17年5月に取り扱いを開始した定期預金「パワード・ワン プラス（期間延長特約付5年または10年満期）」等の残高が順調に増加、さらに、外貨預金、投資信託や個人年金保険等の販売が順調に伸びるなど、個人預かり資産残高は4兆円を超えるとともに、手数料収入の増加につながっています。また、住宅ローンにつきましても、繰上返済手数料無料などの商品性が評価され、「パワースマート住宅ローン」の平成18年3月末の残高は約4,300億円に達しております。これらの結果、リテール部門は、前年度に続き、順調に収益を拡大しております。

当行は、当連結会計年度中に、東京都内の京橋、新宿南、表参道、および大阪府内の心斎橋、梅田に軽量店舗「新生バンクスポット」を開設いたしました。さらに、東京メトロ駅構内へのATM設置を進めるなどサービスチャネルの拡充を図っております。

また、平成17年6月には、楽天証券株式会社との提携により、新生パワーダイレクト（インターネットバンキング）を通じて証券取引ができる証券仲介サービスを開始しました。さらに、日本初となるインターネットによる申込が可能な投資型年金保険「新生パワーダイレクト年金」（引受保険会社：ウインタートウル・スイス生命保険株式会社）の取扱いを平成18年4月より開始しました。

当行は、今後ともお客さまのニーズに合った商品・サービスをタイムリーに投入することにより、お客さまの利便性をより一層高めるとともに、顧客基盤の拡大を図ってまいります。

<インスティテューショナル・バンキング業務>

インスティテューショナル・バンキング業務におきましても収益基盤の多様化を着実に図ってきております。

従来より強化している証券化業務におきましては、多様な資産に幅広く対応できる体制を整え、企業向けローン、リース、クレジットカード、割賦、消費者ローン、住宅ローン、商業用不動産などの各分野におきまして、先進的な実績をあげ、証券化のトッププレーヤーとしての地位を築いております。

平成18年1月には、楽天株式会社と、インターネットを活用した住宅ローン専門の合弁会社「楽天モーゲージ」を設立することで合意しました。同社は、平成18年10月の営業開始に向けて準備を進めており、当初は住宅金融公庫と提携し“フラット35”を主力商品として取り扱う予定です。

企業再生ビジネスの分野におきましては、これまでに培ってきたノウハウを活用することにより、企業の収益力と競争力を高めるためのソリューションの提供に取り組むなど業務拡大を図っております。

中小企業向け貸出につきましては、社長を委員長とする中小企業向け貸出取引推進委員会を定期的に開催するなど全行的に取り組み、お客さまのニーズに応じております。

平成17年5月には、英国現地法人新生インターナショナルが営業を開始しました。また、当行は、ドイツのノルト／LBおよびウェストLBと合弁会社を設立し、ドイツにおける不良債権の買取・再編ならびに処理などを目的とした不良債権ビジネスに参入しました。いずれも当行の有する経験・スキルを効果的に活用するものです。

<コンシューマーアンドコマースシャルファイナンス業務>

当行は、コンシューマーアンドコマースシャルファイナンス業務、いわゆるノンバンク・ビジネスを、3つの戦略分野の一つとしています。平成16年9月に株式会社アプラスを、平成17年3月に昭和リース株式会社をそれぞれ子会社とし、また、平成16年10月にシンキ株式会社を関連法人等とし、これまで当行グループではご提供できなかった信販・クレジットカード、消費者向けローンならびにリース・ファイナンスなどの商品・サービスをご提供できる体制を構築しました。

当連結会計年度は、これらグループ会社の業績が通期で寄与した一方、当行の持つシステムやリスク管理などのノウハウを活用した経営効率化を推進することにより、収益力・競争力の一層の向上を図りました。

<財務体質の強化>

金融再生法ベースの開示債権は、平成18年3月末現在で425億円となり、不良債権比率は1.0%となっております。資金調達面では、コスト削減に向けた調達構造の見直し・多様化を進めております。

格付の向上やお客さまからの信任の高まりに伴い、預金・債券ともに調達コストは低下しております。預金につきましては、個人のお客さまとの取引も着実に増加するなど、調達基盤が拡大しております。また、今後の成長を実現するために資本構造をより柔軟にするとともに、低コストでの資本調達を実現するために、海外市場における優先出資証券および期限付劣後社債の発行を行いました。

格付につきましては、ムーディーズ社が平成18年2月に当行長期預金格付および無担保長期債務格付けをB a a 1 からA 3 に引き上げております。

<業績>

以上のような営業の経過のもと、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

(概要)

当行グループの当連結会計年度末における連結総資産は9兆4,050億円（前連結会計年度末比8,286億円増加）となりました。主要な勘定残高と致しましては、債券・社債が1兆3,169億円（同比140億円減少）、預金・譲渡性預金が4兆717億円（同比6,189億円増加）で、貸出金につきましても4兆875億円（同比6,571億円増加）となりました。

損益面では当連結会計年度の経常収益は5,290億円（前連結会計年度比2,804億円増加）、経常費用は4,575億円（同比2,634億円増加）となりました。この結果、連結経常利益は714億円（同比170億円増加）となり、特別利益37億円、特別損失14億円、法人税等37億円（損）、法人税等調整額114億円（益）等を計上後の連結当期純利益は760億円（同比86億円増加）となりました。なお、前連結会計年度に株式会社アプラス及び昭和リース株式会社を

買収した影響といたしましては、前連結会計年度では株式会社アプラスは貸借対照表と平成16年10月1日から平成17年3月31日までの損益計算書を連結し、昭和リース株式会社については貸借対照表のみを連結いたしました。当連結会計年度では株式会社アプラス及び昭和リース株式会社の全ての財務諸表を連結しております。

(預金・譲渡性預金)

当連結会計年度に預金は8,341億円増加いたしました。これは主に、総合口座「Power Flex」の利便性が好評を得たことに加え、顧客ニーズにマッチした新型預金商品を販売し、個人のお客さまからの預金が引続き増加したことによるものです。譲渡性預金は当連結会計年度に2,152億円減少し、預金・譲渡性預金合計の年度末残高は前連結会計年度末比6,189億円増加の4兆717億円となりました。

(債券・社債)

上記のような顧客戦略に加え、普通銀行への転換を踏まえて、資金調達の軸足を債券から預金へとシフトし続けており、債券発行残高は徐々に減少しております。債券は当連結会計年度に2,237億円減少し、年度末発行残高は1兆189億円となりました。一方、社債に関しては海外での劣後債発行もあって当連結会計年度に2,096億円増加して年度末発行残高は2,980億円となりました。

(貸出金)

貸出金につきましては、景気の底打ち感が生じる中、企業の資金需要に様々なソリューションを提供し、とりわけ経営健全化計画に則って中小企業向け貸出に積極的に取り組みました。また個人顧客向けの住宅ローンにも注力いたしました。こうした様々な営業活動によりまして、貸出金は当連結会計年度に合計6,571億円増加し、年度末残高は4兆875億円となりました。

(有価証券・特定取引資産)

当連結会計年度の有価証券は162億円増加して、年度末残高は1兆4,944億円となり、また特定取引資産は250億円増加し、年度末残高は1,935億円となりました。

(経常損益)

収益につきましては、資金運用収益が前連結会計年度比236億円増加して1,250億円となりましたが、これは主に、貸出金残高の増加等によって貸出金利息が前連結会計年度比270億円増加して1,044億円となったことによるものです。また非資金運用収益においても、従来から戦略業務として注力してきたキャピタルマーケット業務等の投資銀行業務の収益が引続き好調だったほか、投信・変額年金の取扱いも増加しており、役務取引等収益が682億円で前連結会計年度比105億円増加、特定取引収益も276億円と前連結会計年度比36億円増加、その他経常収益は394億円で前連結会計年度比121億円増加と、各分野で増収となりました。さらに、その他業務収益に関しましては、前述の既往業務の好業績に加えて、買収した株式会社アプラス及び昭和リース株式会社からのリース・割賦収益の貢献があつて前連結会計年度比2,303億円増加の2,686億円となりました。以上の結果、経常収益は前連結会計年度比2,804億円増加して5,290億円となりました。

一方、経常費用も4,575億円と前連結会計年度比2,634億円増加致しましたが、これは収益の大幅な伸びに伴って取引関連費用等が増加した他、株式会社アプラス及び昭和リース株式会社等の買収に伴う連結調整勘定・無形資産の償却費用294億円も含まれております。また、資金調達費用については、過年度発行の比較的高い金利の利付債の償還が進んだことに加え、格付向上等により資金調達費用が抑制されて、前連結会計年度比82億円増加となる427億円にとどまり、資金運用収益から資金調達費用を控除したネット収益は、前連結会計年度の668億円に対して当連結会計年度は822億円へと増加しております。営業経費につきましても、連結子会社が増加した影響や、リテール分野での顧客数及び取引数の増加等により前連結会計年度比392億円増加の1,365億円となりましたが、引続き厳しい管理に努めており、効率性に留意した運営を行なっております。

以上により、当連結会計年度の経常利益は前連結会計年度比170億円増加の714億円となりました。

また、銀行の本業の利益指標たる実質業務純益(*)は前連結会計年度比557億円増加の1,377億円となっております。なお、当行では、本業の1つの柱としてクレジットトレーディング業務に注力しており、同業務を中心とする金銭の信託運用損益を実質業務純益に含めております。また、株式会社アプラス及び昭和リース株式会社の連結調整勘定等の償却費用等は、上記の実質業務純益金額に含まれておりません。

(*) 実質業務純益は経営管理上の計数で、概ね経営健全化計画における単体の実質業務純益(=業務粗利益+金銭の信託運用損益-経費(除く臨時処理分))と同様のベースで算定されております。

(当期純利益)

特別損益につきましては、前連結会計年度は多額の貸倒引当金戻入益を計上致しましたが、当連結会計年度は既に不良債権残高が低い水準にあることもあって、特別利益は前連結会計年度比81億円減少の37億円となっております。しかし好調な経常利益の増加が特別利益の減少を上回り、税金等調整前当期純利益は前連結会計年度比81億円増加の737億円、少数株主利益・税金等調整後の当期純利益も前連結会計年度比86億円の増加となる760億円を計上致しました。

また銀行単体の税引後当期純利益でも前期比67億円増加の748億円を計上して、経営健全化計画の680億円を68億円上回り、達成することができました。

(資本)

以上の損益状況の結果、当連結会計年度末の資本の部合計は前連結会計年度末比686億円増加して8,553億円となっております。

【企業集団が対処すべき課題】

当行グループは、お客さまの満足度のさらなる向上を図るとともに、健全で収益性の高い新しいタイプの金融機関として確固たる地位を築くべく、以下のような諸課題に取り組んでおります。

① お客さまのニーズに応える商品・サービスのご提供による長期的・安定的な収益の計上
当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、付加価値の高い商品・サービスをご提供していくために、新たな商品・業務分野の開拓に積極的に取り組んでおります。今後も、従来以上にお客さまのニーズにお応えする様々な商品・サービスのご提供を通じて、長期的・安定的な収益の計上を目指していきたいと考えております。

② グループ競争力・収益力の向上

当行は、銀行本体のみならずグループ会社を含めまして、先進的な手法・アプローチによるリスク管理の厳正化およびリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営に努めるとともに、徹底した合理化に取り組むことにより、グループ全体の競争力・収益力の向上を図ってまいります。また、資本の質の向上を図ると同時に、資本を有効に活用し、健全かつ効率性・収益性の高い財務体質を確立してまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、委員会等設置会社であり、経営監督機能の強化と迅速な意思決定が可能な経営体制を確立しております。取締役会に加えて過半が社外取締役から構成される指名委員会、監査委員会および報酬委員会を設置し、経営の監督にあてるとともに、執行役に対して大幅に業務執行権限を委譲することで機動的かつ効率的な運営を行える体制を確保しております。当行は、従前以上に効率的な内部統制体制の構築と運用に努めるとともに、上場企業として投資家の目線に立った適時、適切かつ公平な情報開示に努めております。

なお、当行子会社である新生信託銀行株式会社は、平成18年4月26日に、金融庁より、銀行法第26条第1項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第8条の2に基づく行政処分（不動産管理処分信託業務の新規受託業務にかかる1年間の業務停止命令）を受けました。当行は、今回の同行に対する業務停止命令を厳粛に受け止め、当行グループにおける法令遵守の一層の徹底と内部管理体制の更なる強化に取り組み、再発防止に努めてまいります。

当行は、“新生ビジョン”である「顧客に信頼される金融のソリューションを提供することにより、顧客・社員・株主の価値を継続的に高めて行く、日本のすぐれた金融サービス企業」でありたいと考えています。

そのために、顧客重視、誠実さ、責任、チーム・ワーク、社会性という5つの“新生バリュー”を常に実践してまいります。

こうした取り組みを通じまして、長期的・安定的な収益の計上を図り、企業価値を増大させることにより株主の皆さまの負託に応じてまいります。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(注)本文中に記載の業績にかかる金額は単位未満を切り捨て、また比率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 企業集団および当行の営業成績の推移

イ. 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成14年度 (第3期)	平成15年度 (第4期)	平成16年度 (第5期)	平成17年度 (当期)
連結経常収益	2,011	1,723	2,486	5,290
連結経常利益	339	473	544	714
連結当期純利益	530	664	674	760
連結純資産	6,798	7,300	7,866	8,553
連結総資産	67,069	63,437	85,763	94,050

ロ. 単体業績の推移

(単位：億円)

	平成14年度 (第3期)	平成15年度 (第4期)	平成16年度 (第5期)	平成17年度 (当期)
預金	26,029	27,784	35,288	41,581
定期性預金	15,370	11,807	17,860	23,431
その他	10,658	15,976	17,428	18,150
債券発行高	18,884	13,622	12,468	10,214
利付債券	18,041	12,952	12,186	10,214
割引債券	842	670	282	-
貸出金	36,731	32,178	34,437	39,612
個人向け	526	1,722	2,921	4,578
中小企業向け	17,330	16,913	17,444	16,150
その他	18,874	13,542	14,071	18,883
特定取引資産(トレーディング資産)	3,564	6,334	1,668	1,733
特定取引負債(トレーディング負債)	1,182	903	642	1,290
有価証券	17,680	15,082	18,207	18,097
国債	13,478	8,683	5,867	4,744
その他	4,201	6,398	12,339	13,353
総資産	67,637	64,063	63,963	72,086
純資産	6,803	7,292	7,889	8,530
内国為替取扱高	290,869	260,506	278,344	241,715
外国為替取扱高	百万ドル 11,951	百万ドル 10,715	百万ドル 14,200	百万ドル 15,533
経常利益	百万円 38,089	百万円 44,806	百万円 46,697	百万円 60,497
当期純利益	百万円 59,091	百万円 65,320	百万円 68,097	百万円 74,890
1株当たりの当期純利益	円銭 20.32	円銭 45.23	円銭 47.27	円銭 52.27

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 長期信用銀行法施行規則別紙様式の改正に伴い、従来の「当期利益」及び「1株当たりの当期利益」は、平成15年度（第4期）より、それぞれ「当期純利益」及び「1株当たりの当期純利益」として表示しております。
3. 平成16年4月1日をもって、長期信用銀行から普通銀行に転換いたしました。
それに伴い平成16年度（第5期）より記載様式を変更しております。
4. 「預金」及び内訳の「その他」には譲渡性預金が含まれております。

(3) 決算期後に生じた当企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

2. 当行の現況

(1) 資本金の推移

(単位：百万円)

	当 年 度 末	前 年 度 末
資 本 金	451,296	451,296

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 株式の状況

イ. 株式数 発行する株式の総数	普通株式	2,500,000千株
	甲種優先株式	74,528千株
	乙種優先株式	600,000千株
発行済株式の総数	普通株式	1,358,537千株
	甲種優先株式	74,528千株
	乙種優先株式	600,000千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当年度末株主数	普通株式	59,106名
	甲種優先株式	1名
	乙種優先株式	1名

ハ. 大株主

① 普通株式

株 主 名	当 行 へ の 出 資 状 況		当行の大株主への出資状況	
	持 株 数	持株比率	持 株 数	持株比率
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	131,124千株	9.65%	—	—
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン	112,534千株	8.28%	—	—
サンタンデールインバースメントエスエーセントラルヴァローレ	63,766千株	4.69%	—	—
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103	57,294千株	4.21%	—	—
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク	46,897千株	3.45%	—	—
ユービーエスファイナンシャルサービスインク	43,400千株	3.19%	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	41,807千株	3.07%	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	38,252千株	2.81%	—	—
メロンバンクエヌエーアズエージェントフォーイツ クライアントメロンオムニバスユーエスペンション	34,742千株	2.55%	—	—
ザバンクオブニューヨークトリートイージャスデツクアカウント	31,486千株	2.31%	—	—

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 「ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン」名義の株式のうち43,372,091株は当行取締役であるJ. クリストファー フラワーズ氏が、実質的に議決権を有する株式として、当行が報告を受けている株式です。
4. 「ユービーエスファイナンシャルサービスインク」名義の株式のうち43,366,307株は当行取締役であるJ. クリストファー フラワーズ氏が、実質的に議決権を有する株式として、当行が報告を受けている株式です。
5. モルガン・スタンレー証券株式会社ほか共同保有者計7社が平成18年4月11日(報告義務発生日:平成18年3月31日)に関東財務局長に提出した変更報告書No. 1には、共同保有者が当行普通株式を合計93,298,119株保有している旨の記載がありますが、株主名義及び実質保有株式数は確認できませんので、上記の記載は当銀行の株主名簿によっています。
6. ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーほか共同保有者計2社が、平成18年4月14日(報告義務発生日:平成18年3月31日)に関東財務局長に提出した大量保有報告書及び同年4月17日付訂正報告書には、共同保有者が当行普通株式を合計99,577,566株保有している旨の記載がありますが、株主名義及び実質保有株式数は確認できませんので、上記の記載は当銀行の株主名簿によっています。

② 甲種優先株式

株 主 名	当 行 へ の 出 資 状 況		当行の大株主への出資状況	
	持 株 数	持株比率	持 株 数	持株比率
預 金 保 険 機 構	74,528千株	100%	—	—

③ 乙種優先株式

株 主 名	当 行 へ の 出 資 状 況		当行の大株主への出資状況	
	持 株 数	持株比率	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	600,000千株	100%	—	—

ニ. 自己株式の取得、処分等および保有

① 取得した自己株式

普通株式 3,023株

取得価額の総額 1,838千円

以上はすべて単元未満株式の買取により取得したものです。

② 処分した自己株式

該当ありません。

③ 失効手続きをした自己株式

該当ありません。

④ 決算期において保有する自己株式

普通株式 9,772株

⑤ 第5期定時株主総会后、定款授權に基づく取締役会決議により買い受けた自己株式

該当ありません。

(注) 取得価額の総額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の従業員の状況

	当年度末					前年度末				
	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	計	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	計
従 業 員 数	人 4,995	人 77	人 64	人 271	人 5,407	人 4,667	人 40	人 44	人 262	人 5,013

(注) 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所の状況

イ. 銀行業務

① 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
北海道・東北地区	13 (－)	13 (－)
関東地区	72 (7)	68 (4)
(うち東京都内)	(41 (7))	(37 (4))
中部地区	20 (－)	23 (－)
近畿地区	28 (2)	23 (1)
中国・四国・九州地区	42 (－)	31 (－)
国内計	175 (9)	158 (5)
海外	4 (－)	5 (－)
合計	179 (9)	163 (5)

(注) 上記のほか、当年度末における駐在員事務所は1か所(前年度末1か所)となっております。
また、当年度末で代理店としている金融機関はありません(前年度末10)。
また、当年度末において店舗外現金自動設備を151か所設置しております。

② 当年度の主要な新設営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
株式会社新生銀行	京橋出張所	東京都中央区京橋2-7-19
株式会社新生銀行	新宿南出張所	東京都渋谷区代々木2-9-5森本ビル1階、2階
株式会社新生銀行	心斎橋出張所	大阪府大阪市中央区心斎橋筋1-5-18
株式会社新生銀行	表参道ヒルズ出張所	東京都渋谷区神宮前4-12-10表参道ヒルズ本館地下3F
新生ビジネスファイナンス株式会社	大阪支店	大阪府大阪市中央区瓦町3-5-7
株式会社アプラス	奈良支店	奈良県奈良市大宮町5-2-11
昭和リース株式会社	新宿支店	東京都新宿区四谷3-12
昭和オートレンタリース株式会社	沖縄営業所	沖縄県浦添市港川507-8

ロ. 信託業務

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新生信託銀行株式会社	本 店	東京都千代田区内幸町2-1-8

ハ. 証券業務

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新生証券株式会社	本 店	東京都千代田区内幸町2-1-8
Shinsei International Limited	本 店	Buchanan House, 3 St James's Square, London SW1Y 4JU

ニ. その他

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新生インフォメーション・テクノロジー株式会社	本 店	東京都千代田区内幸町2-1-8
新生ビジネスサービス株式会社	本 店	東京都千代田区内幸町2-1-8
新生不動産調査サービス株式会社	本 店	東京都千代田区内幸町2-1-8
新生インベストメント・マネジメント株式会社	本 店	東京都千代田区内幸町2-1-8

(5) 重要な子会社等

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当行議決権比率(%)	その他
株式会社アプラス	大阪府大阪市	信販業務	昭和31年 10月6日	15,000	63.55 (63.55)	—
昭和リース株式会社	東京都新宿区	リース業務	昭和44年 4月2日	24,300	96.31	—
新生信託銀行株式会社	東京都千代田区	信託業務	平成8年 11月27日	5,000	100.00	—
新生証券株式会社	東京都千代田区	証券業務	平成9年 8月11日	5,500	100.00	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行議決権比率の()内は、間接所有分(内数)であります。
 3. 上記の重要な子会社を含む連結される子会社および子法人等は82社、持分法適用会社は13社であります。
 当期の連結経常収益は5,290億円(前年度比2,804億円の増収)、連結当期純利益は760億円(前年度比86億円の増益)となりました。

重要な業務提携の概況

- 以下の金融機関と提携し、現金自動預払機の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
 都市銀行
 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行
 信託銀行
 中央三井信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社
 長期信用銀行
 株式会社あおぞら銀行(平成18年4月に普通銀行に転換)
 その他
 商工組合中央金庫
- 株式会社セブン銀行と提携し、現金自動預払機による現金入出金のサービスを行っております。
- 郵便貯金と提携し、現金自動預払機の相互利用による現金入出金のサービス及び相互送金のサービスを行っております。
- 以下の鉄道会社と提携し、駅構内に当行現金自動預払機を設置し、現金入出金のサービスを行っております。
 東京地下鉄株式会社(東京メトロ)、京浜急行電鉄株式会社、近畿日本鉄道株式会社
- ビザ・インターナショナルと提携し、海外のPLUSの現金自動預払機による現地通貨の現金出金サービスを行っております。

3. 取締役および執行役

当行は、平成16年6月24日より委員会等設置会社であります。

(1) 取締役

(年度末現在)

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
取 締 役 会 長	八 城 政 基	
*取 締 役	ティエリー ポルテ	
*取 締 役	杉 山 淳 二	
○取 締 役	青 木 昭	日本証券金融株式会社 相談役
○取 締 役	マイケル J. ボスキン	スタンフォード大学 教授
○取 締 役	エミリオ ボティン	サンタンデールグループ 会長
○取 締 役	ティモシー C. コリンズ	リップルウッド・ホールディングス 最高経営責任者
○取 締 役	J. クリストファー フラワーズ	J. C. フラワーズ社 会長
○取 締 役	今 井 敬	新日本製鐵株式会社 相談役名誉会長
○取 締 役	可 児 滋	元 日本銀行 文書局長
○取 締 役	フレッド H. ラングハマー	エステイローダー株式会社 海外事業専属会長
○取 締 役	榎 原 稔	三菱商事株式会社 相談役
○取 締 役	長 島 安 治	弁護士
○取 締 役	ル シ オ A . ノ ト	ミッドストリーム・パートナーズ マネージングパートナー、 元 エクソン・モービル・コーポレーション 副会長
○取 締 役	小 川 信 明	弁護士
○取 締 役	ジョン S. ワズワース Jr.	モルガン・スタンレー アドバイザリーディレクター
取 締 役	山 本 輝 明	株式会社アプラス 代表取締役社長

<当行の委員会体制>

- 指名委員会 委員長；榎原 稔
委員；マイケル J. ボスキン、ティモシー C. コリンズ、
J. クリストファー フラワーズ、ルシオ A. ノト、
ティエリー ポルテ、八城 政基
- 監査委員会 委員長；青木 昭
委員；可児 滋、長島 安治、小川 信明
- 報酬委員会 委員長；J. クリストファー フラワーズ
委員；エミリオ ボティン、ティモシー C. コリンズ、
フレッド H. ラングハマー、榎原 稔、
ジョン S. ワズワース Jr.

- (注) 1. *印は執行役を兼務しております。
2. ○印は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
3. なお、当年度中に退任した取締役は次のとおりです。

退任時の当行に おける地位	氏 名	退任日及び事由
取 締 役	ドナルド B. マローン	平成17年6月24日退任（任期満了）
取 締 役	マーティン G. マックギン	同 上
取 締 役	デイヴィッド ロックフェラー	同 上

(2) 執行役

(年度末現在)

地 位	氏 名	担 当 ま た は 主 な 職 業
代表執行役 社長	ティエリー ポルテ	最高経営責任者
代表執行役 副会長	杉 山 淳 二	—
執行役 副社長	クラーク グラニンジャー	インスティテューショナルバンキング部門長
専務執行役	ラ フ ール グ プ タ	最高財務責任者 財務部門長
専務執行役	片 山 悟	リテール部門長
専務執行役	加 藤 正 純	金融法人・キャピタルマーケット本部長
専務執行役	富 井 順 三	事業法人本部長
常務執行役	小 島 一 美	コーポレートアフェアーズ部門長
執 行 役	藤 本 和 也	公共金融本部長
執 行 役	船 山 範 雄	企業戦略部長
執 行 役	本 多 道 昌	金融法人第三部長
執 行 役	岡 野 道 征	金融インフラ部門長
執 行 役	佐 藤 芳 和	金融インフラ部門長
執 行 役	土 屋 貴	ストラテジービジネスユニット1ユニット長

(注) 1. 当年度中に退任した執行役は以下のとおりです。

退任時の当行に おける地位	氏 名	退任日及び事由
代表執行役 会長兼社長	八 城 政 基	平成17年6月24日退任（任期満了）
代表執行役	山 本 輝 明	平成17年6月24日退任（任期満了）
常務執行役	石 黒 正	平成17年6月24日退任（任期満了）
専務執行役	ジャナク ラジ	平成17年9月23日辞任
専務執行役	ダナンジャヤ デュイベディ	平成17年9月30日辞任
専務執行役	ジョン E. マック	平成17年9月30日辞任
専務執行役	K. サジーブ トーマス	平成17年9月30日辞任

4. 取締役および執行役に対する報酬その他の職務遂行の対価

	取 締 役		執 行 役		合 計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
報酬委員会決議に基づく確定金額	18名 (注1、2)	159百万円	21名 (注3)	1,511百万円	37名 (注4)	1,671百万円
報酬委員会決議に基づく金銭以外の報酬	—	—	7名	41百万円	7名	41百万円
報酬委員会決議に基づく退職慰労金	3名	20百万円	6名	244百万円	9名	265百万円
合 計	—	180百万円	—	1,798百万円	—	1,978百万円

- (注) 1. 当行は、執行役を兼務する取締役には取締役としての報酬は支給しておりません。
2. 当期中に退任した取締役3名が含まれております。
3. 当期中に退任した執行役7名が含まれております。
4. 当期中に執行役を退任した取締役2名は、取締役および執行役各々の支給人員に含まれております。
5. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしておりません。
6. 執行役に対する業績連動報酬については、平成18年5月9日開催の報酬委員会において決議されましたが、一定の基準に基づき、693百万円を当期末に見積計上しております。(前期末729百万円)
7. 上記のほか、取締役および執行役に対し、ストック・オプション付与を目的として当行普通株式を対象とする新株予約権を無償で発行いたしました。新株予約権の内容については、後記「営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」に記載のとおりであります。

5. 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成16年6月24日	平成16年9月17日	平成16年12月2日
新株予約権の数	9,455個	161個	25個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 9,455,000株	普通株式 161,000株	普通株式 25,000株
新株予約権の発行価額	0円	0円	0円
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	684円	646円	697円

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
取締役会決議日	平成17年5月24日	平成17年6月24日	平成17年6月24日
新株予約権の数	250個	4,922個	2,856個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 250,000株	普通株式 4,922,000株	普通株式 2,856,000株
新株予約権の発行価額	0円	0円	0円
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	551円	601円	601円

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
取締役会決議日	平成17年6月24日	平成17年6月24日	平成17年9月23日
新株予約権の数	1,287個	561個	157個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,287,000株	普通株式 561,000株	普通株式 157,000株
新株予約権の発行価額	0円	0円	0円
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	601円	601円	697円

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
取締役会決議日	平成17年9月23日	平成18年2月28日	平成18年2月28日
新株予約権の数	53個	50個	17個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 53,000株	普通株式 50,000株	普通株式 17,000株
新株予約権の発行価額	0円	0円	0円
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	697円	774円	774円

営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

第4回新株予約権					
(1) 発行した新株予約権の数	250個				
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 250,000株				
(3) 新株予約権の発行価額	0円				
(4) 新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	551円				
(5) 新株予約権を行使することができる期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日				
(6) 新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ② 新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。 ③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ④ その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び下記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。				
(7) 新株予約権の消却の事由及び消却の条件	① 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当行が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき株主総会で承認されたときは、当行は本新株予約権を無償で消却することができる。 ② 新株予約権者が平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び下記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める条件を満たさない状態または新株予約権者の相続人が当行の定めた期間内に相続手続きをとらなかったことで権利を喪失した場合には未行使の新株予約権を無償で消却することができるものとする。ただし、この場合の消却手続きに関しては本新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。				
(8) 有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行				
(9) 割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数	① 当行執行役 合計1名、新株予約権の数250個 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山本 輝 明 *</td> <td>250個</td> </tr> </tbody> </table> *印の執行役は当年度に退任しております。	氏名	個数	山本 輝 明 *	250個
氏名	個数				
山本 輝 明 *	250個				
取締役会決議日	平成17年5月24日				

	第5回新株予約権	第6回新株予約権																																																																																												
(1) 発行した新株予約権の数	4,922個	2,856個																																																																																												
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 4,922,000株	普通株式 2,856,000株																																																																																												
(3) 新株予約権の発行価額	0円																																																																																													
(4) 新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	601円																																																																																													
(5) 新株予約権を行使することができる期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日	平成17年7月1日から平成27年6月23日																																																																																												
(6) 新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び下記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び下記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>																																																																																												
(7) 新株予約権の消却の事由及び消却の条件	<p>① 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当行が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき株主総会で承認されたときは、当行は本新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>② 新株予約権者が平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び下記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める条件を満たさない状態または新株予約権者の相続人が当行の定めた期間内に相続手続きをとらなかったことで権利を喪失した場合には未行使の新株予約権を無償で消却することができるものとする。ただし、この場合の消却手続きに関しては本新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。</p>																																																																																													
(8) 有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行																																																																																													
(9) 割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数	<p>① 当行取締役 合計15名、新株予約権の数375個</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>個数</th> <th>氏名</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八城政基</td> <td>25個</td> <td>フレッド H. ラングハマー</td> <td>25個</td> </tr> <tr> <td>青木昭</td> <td>25個</td> <td>榎原稔</td> <td>25個</td> </tr> <tr> <td>マイケル J. ボスキン</td> <td>25個</td> <td>長島安治</td> <td>25個</td> </tr> <tr> <td>エミリオ ボティン</td> <td>25個</td> <td>ルシオ A. ノト</td> <td>25個</td> </tr> <tr> <td>ティモシー C. コリンズ</td> <td>25個</td> <td>小川信明</td> <td>25個</td> </tr> <tr> <td>J. クリストファー フラウズ</td> <td>25個</td> <td>ジョン S. ワズワース Jr.</td> <td>25個</td> </tr> <tr> <td>今井敬</td> <td>25個</td> <td>山本輝明</td> <td>25個</td> </tr> <tr> <td>可児滋</td> <td>25個</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 当行執行役員 合計10名、新株予約権の数1,138個</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>個数</th> <th>氏名</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ティエリー ボルテ</td> <td>179個</td> <td>K. サジーブ トーマス *</td> <td>179個</td> </tr> <tr> <td>杉山淳二</td> <td>125個</td> <td>片山悟</td> <td>38個</td> </tr> <tr> <td>ダナンジャ デュベディ *</td> <td>179個</td> <td>加藤正純</td> <td>54個</td> </tr> <tr> <td>クラーク グラニンジャー</td> <td>179個</td> <td>富井順三</td> <td>57個</td> </tr> <tr> <td>ジャナク ラジ *</td> <td>129個</td> <td>小島一美</td> <td>19個</td> </tr> </tbody> </table> <p>*印の執行役員は当年度に退任しております。</p> <p>③ 特定使用人等 別表参照</p> <p>④ 特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>付与対象者</th> <th>人数</th> <th>個数</th> <th>目的となる株式の種類及び数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当行の使用人</td> <td>437</td> <td>3,409</td> <td>普通株式 3,409,000</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	個数	氏名	個数	八城政基	25個	フレッド H. ラングハマー	25個	青木昭	25個	榎原稔	25個	マイケル J. ボスキン	25個	長島安治	25個	エミリオ ボティン	25個	ルシオ A. ノト	25個	ティモシー C. コリンズ	25個	小川信明	25個	J. クリストファー フラウズ	25個	ジョン S. ワズワース Jr.	25個	今井敬	25個	山本輝明	25個	可児滋	25個			氏名	個数	氏名	個数	ティエリー ボルテ	179個	K. サジーブ トーマス *	179個	杉山淳二	125個	片山悟	38個	ダナンジャ デュベディ *	179個	加藤正純	54個	クラーク グラニンジャー	179個	富井順三	57個	ジャナク ラジ *	129個	小島一美	19個	付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類及び数	当行の使用人	437	3,409	普通株式 3,409,000	<p>① 当行執行役員 合計5名、新株予約権の数1,265個</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>個数</th> <th>氏名</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ティエリー ボルテ</td> <td>847個</td> <td>ジョン E. マック *</td> <td>43個</td> </tr> <tr> <td>ダナンジャ デュベディ *</td> <td>146個</td> <td>K. サジーブ トーマス *</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>クラーク グラニンジャー</td> <td>228個</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*印の執行役員は当年度に退任しております。</p> <p>③ 特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>付与対象者</th> <th>人数</th> <th>個数</th> <th>目的となる株式の種類及び数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当行の使用人</td> <td>35</td> <td>1,591</td> <td>普通株式 1,591,000</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	個数	氏名	個数	ティエリー ボルテ	847個	ジョン E. マック *	43個	ダナンジャ デュベディ *	146個	K. サジーブ トーマス *	1個	クラーク グラニンジャー	228個			付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類及び数	当行の使用人	35	1,591	普通株式 1,591,000
氏名	個数	氏名	個数																																																																																											
八城政基	25個	フレッド H. ラングハマー	25個																																																																																											
青木昭	25個	榎原稔	25個																																																																																											
マイケル J. ボスキン	25個	長島安治	25個																																																																																											
エミリオ ボティン	25個	ルシオ A. ノト	25個																																																																																											
ティモシー C. コリンズ	25個	小川信明	25個																																																																																											
J. クリストファー フラウズ	25個	ジョン S. ワズワース Jr.	25個																																																																																											
今井敬	25個	山本輝明	25個																																																																																											
可児滋	25個																																																																																													
氏名	個数	氏名	個数																																																																																											
ティエリー ボルテ	179個	K. サジーブ トーマス *	179個																																																																																											
杉山淳二	125個	片山悟	38個																																																																																											
ダナンジャ デュベディ *	179個	加藤正純	54個																																																																																											
クラーク グラニンジャー	179個	富井順三	57個																																																																																											
ジャナク ラジ *	129個	小島一美	19個																																																																																											
付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類及び数																																																																																											
当行の使用人	437	3,409	普通株式 3,409,000																																																																																											
氏名	個数	氏名	個数																																																																																											
ティエリー ボルテ	847個	ジョン E. マック *	43個																																																																																											
ダナンジャ デュベディ *	146個	K. サジーブ トーマス *	1個																																																																																											
クラーク グラニンジャー	228個																																																																																													
付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類及び数																																																																																											
当行の使用人	35	1,591	普通株式 1,591,000																																																																																											
取締役会決議日	平成17年6月24日																																																																																													

	第7回新株予約権	第8回新株予約権																																								
(1) 発行した新株予約権の数	1,287個	561個																																								
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,287,000株	普通株式 561,000株																																								
(3) 新株予約権の発行価額	0円																																									
(4) 新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	601円																																									
(5) 新株予約権を行使することができる期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日	平成17年7月1日から平成27年6月23日																																								
(6) 新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>③ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び下記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>③ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び下記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>																																								
(7) 新株予約権の消却の事由及び消却の条件	<p>① 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当行が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき株主総会で承認されたときは、当行は本新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>② 新株予約権者が平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び下記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める条件を満たさない状態または新株予約権者の相続人が当行の定めた期間内に相続手続きをとらなかったことで権利を喪失した場合には未行使の新株予約権を無償で消却することができるものとする。ただし、この場合の消却手続きに関しては本新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。</p>																																									
(8) 有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行																																									
(9) 割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数	<p>① 当行執行役員 合計8名、新株予約権の数405個</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>個数</th> <th>氏名</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サトシヤ デイベディ *</td> <td>109個</td> <td>片山 悟</td> <td>13個</td> </tr> <tr> <td>クラーク グラニジャー</td> <td>136個</td> <td>加藤 正純</td> <td>18個</td> </tr> <tr> <td>ジャナク ラジ *</td> <td>43個</td> <td>富井 順三</td> <td>19個</td> </tr> <tr> <td>K. サジブ トーマス *</td> <td>60個</td> <td>小島 一美</td> <td>7個</td> </tr> </tbody> </table> <p>*印の執行役員は当年度に退任しております。</p> <p>② 特定使用人等 別表参照</p> <p>③ 特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>付与対象者</th> <th>人数</th> <th>個数</th> <th>目的となる株式の種類及び数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当行の使用人</td> <td>127</td> <td>882</td> <td>普通株式 882,000</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	個数	氏名	個数	サトシヤ デイベディ *	109個	片山 悟	13個	クラーク グラニジャー	136個	加藤 正純	18個	ジャナク ラジ *	43個	富井 順三	19個	K. サジブ トーマス *	60個	小島 一美	7個	付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類及び数	当行の使用人	127	882	普通株式 882,000	<p>① 当行執行役員 合計1名、新株予約権の数15個</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジョン E. マック *</td> <td>15個</td> </tr> </tbody> </table> <p>*印の執行役員は当年度に退任しております。</p> <p>② 特定使用人等 別表参照</p> <p>③ 特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>付与対象者</th> <th>人数</th> <th>個数</th> <th>目的となる株式の種類及び数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当行の使用人</td> <td>34</td> <td>546</td> <td>普通株式 546,000</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	個数	ジョン E. マック *	15個	付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類及び数	当行の使用人	34	546	普通株式 546,000
氏名	個数	氏名	個数																																							
サトシヤ デイベディ *	109個	片山 悟	13個																																							
クラーク グラニジャー	136個	加藤 正純	18個																																							
ジャナク ラジ *	43個	富井 順三	19個																																							
K. サジブ トーマス *	60個	小島 一美	7個																																							
付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類及び数																																							
当行の使用人	127	882	普通株式 882,000																																							
氏名	個数																																									
ジョン E. マック *	15個																																									
付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類及び数																																							
当行の使用人	34	546	普通株式 546,000																																							
取締役会決議日	平成17年6月24日																																									

	第9回新株予約権	第10回新株予約権																
(1) 発行した新株予約権の数	157個	53個																
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 157,000株	普通株式 53,000株																
(3) 新株予約権の発行価額	0円																	
(4) 新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	697円																	
(5) 新株予約権を行使することができる期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日																
(6) 新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び下記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び下記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>																
(7) 新株予約権の消却の事由及び消却の条件	<p>① 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当行が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき株主総会で承認されたときは、当行は本新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>② 新株予約権者が平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び下記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める条件を満たさない状態または新株予約権者の相続人が当行の定めた期間内に相続手続きをとらなかったことで権利を喪失した場合には未行使の新株予約権を無償で消却することができるものとする。ただし、この場合の消却手続きに関しては本新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。</p>																	
(8) 有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行																	
(9) 割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数	<p>① 特定使用人等 別表参照</p> <p>② 特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>付与対象者</th> <th>人数</th> <th>個数</th> <th>目的となる株式の種類及び数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当行の使用人</td> <td>2</td> <td>157</td> <td>普通株式 157,000</td> </tr> </tbody> </table>	付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類及び数	当行の使用人	2	157	普通株式 157,000	<p>① 特定使用人等 別表参照</p> <p>② 特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>付与対象者</th> <th>人数</th> <th>個数</th> <th>目的となる株式の種類及び数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当行の使用人</td> <td>2</td> <td>53</td> <td>普通株式 53,000</td> </tr> </tbody> </table>	付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類及び数	当行の使用人	2	53	普通株式 53,000
付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類及び数															
当行の使用人	2	157	普通株式 157,000															
付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類及び数															
当行の使用人	2	53	普通株式 53,000															
取締役会決議日	平成17年9月23日																	

	第11回新株予約権	第12回新株予約権																
(1) 発行した新株予約権の数	50個	17個																
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 50,000株	普通株式 17,000株																
(3) 新株予約権の発行価額	0円																	
(4) 新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	774円																	
(5) 新株予約権を行使することができる期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日																
(6) 新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び下記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び下記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>																
(7) 新株予約権の消却の事由及び消却の条件	<p>① 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当行が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき株主総会で承認されたときは、当行は本新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>② 新株予約権者が平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び下記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める条件を満たさない状態または新株予約権者の相続人が当行の定めた期間内に相続手続きをとらなかったことで権利を喪失した場合には未行使の新株予約権を無償で消却することができるものとする。ただし、この場合の消却手続きに関しては本新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。</p>																	
(8) 有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行																	
(9) 割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数	<p>① 特定使用人等 別表参照 ② 特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>付与対象者</th> <th>人数</th> <th>個数</th> <th>目的となる株式の種類及び数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当行の使用人</td> <td>2</td> <td>50</td> <td>普通株式 50,000</td> </tr> </tbody> </table>	付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類及び数	当行の使用人	2	50	普通株式 50,000	<p>① 特定使用人等 別表参照 ② 特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>付与対象者</th> <th>人数</th> <th>個数</th> <th>目的となる株式の種類及び数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当行の使用人</td> <td>2</td> <td>17</td> <td>普通株式 17,000</td> </tr> </tbody> </table>	付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類及び数	当行の使用人	2	17	普通株式 17,000
付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類及び数															
当行の使用人	2	50	普通株式 50,000															
付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類及び数															
当行の使用人	2	17	普通株式 17,000															
取締役会決議日	平成18年2月28日																	

別表	○特定使用人等（上位10名） （下記10名はいずれも当行従業員）																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>個数</th> <th>氏名</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サン ホー ソーン</td> <td>326個</td> <td>キース フジイ</td> <td>199個</td> </tr> <tr> <td>ダグラス スミス</td> <td>294個</td> <td>スチュアート バイカー</td> <td>178個</td> </tr> <tr> <td>ダニエル シャイアマン</td> <td>267個</td> <td>藤田 雅彦</td> <td>167個</td> </tr> <tr> <td>ニティン バジパイ</td> <td>254個</td> <td>ラファール グブタ *</td> <td>144個</td> </tr> <tr> <td>畑 善隆</td> <td>214個</td> <td>ロバート ルートン</td> <td>138個</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	個数	氏名	個数	サン ホー ソーン	326個	キース フジイ	199個	ダグラス スミス	294個	スチュアート バイカー	178個	ダニエル シャイアマン	267個	藤田 雅彦	167個	ニティン バジパイ	254個	ラファール グブタ *	144個	畑 善隆	214個	ロバート ルートン	138個
	氏名	個数	氏名	個数																					
	サン ホー ソーン	326個	キース フジイ	199個																					
	ダグラス スミス	294個	スチュアート バイカー	178個																					
	ダニエル シャイアマン	267個	藤田 雅彦	167個																					
ニティン バジパイ	254個	ラファール グブタ *	144個																						
畑 善隆	214個	ロバート ルートン	138個																						
*印の当行従業員は当年度に執行役に就任しております。																									

(注) 1. 特定使用人等の割当てを受けた者は、第4回から第12回までを通算し上位10名について記載しております。

6. 監査委員会の職務遂行のために必要な事項に関する取締役会決議の概要

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第21条の7第1項第2号に基づき委員会等設置会社の取締役会が決定すべき商法施行規則第193条に規定された監査委員会の職務の遂行のために必要な事項については、主として「内部統制規程」としてその詳細を取締役会において決議し、定めております。その概要は以下の通りです。

(1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の執行役からの独立の確保に関する事項

監査委員会の職務を補助するため、監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局部長を監査委員会の職務を補助すべき使用人（「職務補助者」）として定めております。監査委員会事務局部長は、監査委員会にその業務の結果を報告する義務を負います。

なお、職務補助者については、任命・解雇・配転等人事異動については監査委員会の同意を得た上で、取締役会がこれを定めることとし、執行役からの独立性を確保しております。職務補助者の賃金等の改定も、予め監査委員会の同意を得ることとなっています。

(2) 執行役および使用人が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に対する報告に関する事項

執行役および従業員は、監査委員会に対して当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、その他取締役会または監査委員会が定める事項を遅滞なく、定められた方法に従って報告することとしております。

また、監査委員会は、内部統制の実施状況を監査するため、いつでも監査部、与信管理部、財務部門、リスク管理部門、法務部およびコンプライアンス統轄部その他必要な部を担当する執行役ならびに使用人より、それぞれ報告を受けることとしております。

(3) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

執行役の職務の執行に係る情報については、その保存媒体に応じ遺漏なきよう十分な注意をもって保存・管理に務めることとし、監査委員会の請求に応じて随時提供することとしております。そのほか、執行役および従業員の職務執行に関する情報については、「情報セキュリティポリシー」に従い、管理することとしております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

損失の危険の管理のための基礎となるものとして、「新生銀行リスクマネジメントポリシー」を定め、同ポリシーに則ったリスク管理体制を構築しております。

(5) 執行役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

執行役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、「新生銀行行動規範」を定め、個々の役職員全員が遵守すべきものとしております。この規程の下、必要に応じた社内規程を設け、その行動の詳細を規制しております。

以上の内部統制の実施状況を検証するために、監査部は「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を執行役社長および監査委員会に対して報告することとしております。

7. 取締役および執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針

報酬委員会によって定められた取締役および執行役の報酬に関する方針は、次のとおりであります。

(1) 基本方針

役員報酬は、以下の項目に基づき決定するものとする。

- ・ 役員の業績
- ・ 当行の収益動向
- ・ マーケット水準

役員報酬は、トータル報酬という観点から決定するものとする。

(2) 取締役報酬について

グローバル・スタンダードに基づき、トータル報酬を決定するものとする。またトータル報酬は定額報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の適切な報酬により構成されるものとする。

(3) 執行役報酬について

トータル報酬の目的は以下のとおりとする。

- ・ 業務執行能力の高い人材の確保
- ・ 当行の業績向上への然るべきインセンティブを与えること

トータル報酬は定額報酬、業績連動報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の適切な報酬により構成されるものとする。トータル報酬は当行業績への貢献を勘案の上決定するものとする。また外国人執行役にはこれを考慮した一定のフリンジベネフィットを供与するものとする。尚、ここでは取締役兼執行役は執行役として分類するものとする。

8. 会計監査人に対する報酬等

(単位：百万円)

当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	542
うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	453
うち当行が支払うべき会計監査人としての報酬の額	200

(注) 上記の「うち当行が支払うべき会計監査人としての報酬の額」の金額には、証券取引法に基づく監査分などを含んでおります。

連結貸借対照表（平成18年3月31日現在）

株式会社 新 生 銀 行
（単位 百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	488,601	預 金	3,914,385
コールローン及び買入手形	50,000	譲 渡 性 預 金	157,373
債券貸借取引支払保証金	33,107	債 券	1,018,909
買 入 金 銭 債 権	273,937	コールマネー及び売渡手形	30,000
特 定 取 引 資 産	193,581	コマーシャル・ペーパー	133,200
金 銭 の 信 託	456,167	特 定 取 引 負 債	149,990
有 価 証 券	1,494,489	借 用 金	1,205,765
貸 出 金	4,087,561	外 国 為 替	39
外 国 為 替	12,140	社 債	298,002
そ の 他 資 産	974,398	そ の 他 負 債	535,753
動 産 不 動 産	415,522	賞 与 引 当 金	13,886
債券繰延資産	177	役 員 賞 与 引 当 金	13
繰延税金資産	30,022	退 職 給 付 引 当 金	3,309
連結調整勘定	226,692	特 別 法 上 の 引 当 金	2
支 払 承 諾 見 返	813,480	繰 延 税 金 負 債	13,718
貸 倒 引 当 金	△144,868	支 払 承 諾	813,480
資 産 の 部 合 計	9,405,013	負 債 の 部 合 計	8,287,832
		（ 少 数 株 主 持 分 ）	
		少 数 株 主 持 分	261,845
		（ 資 本 の 部 ）	
		資 本 金	451,296
		資 本 剰 余 金	18,558
		利 益 剰 余 金	379,502
		株 式 等 評 価 差 額 金	2,208
		為 替 換 算 調 整 勘 定	3,781
		自 己 株 式	△12
		資 本 の 部 合 計	855,335
		負債、少数株主持分及び資本の部合計	9,405,013

連結損益計算書 (自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日)

株式会社 新 生 銀 行
(単位 百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 入 益	125,029	529,057
貸 有 金 利 配 当 息	104,438	
債 券 利 息 引 受 入 利	16,879	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	22	
貸 付 金 利 息 引 受 入 利	30	
貸 付 金 利 息 引 受 入 利	2,369	
貸 付 金 利 息 引 受 入 利	1,288	
貸 付 金 利 息 引 受 入 利	68,263	
貸 付 金 利 息 引 受 入 利	27,665	
貸 付 金 利 息 引 受 入 利	268,611	
貸 付 金 利 息 引 受 入 利	39,487	
経 常 収 入 益	42,729	457,586
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	16,872	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	62	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	4,709	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	95	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	0	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	27	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	160	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	14,598	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	3,149	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	3,053	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	22,767	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	152	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	186,283	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	136,596	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	69,057	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	25,962	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	20,397	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	9,047	
預 貯 金 利 息 引 受 入 利	13,649	
経 常 収 入 益	71,471	
経 常 収 入 益	3,703	
経 常 収 入 益	25	
経 常 収 入 益	989	
経 常 収 入 益	2,688	
経 常 収 入 益	1,463	
経 常 収 入 益	228	
経 常 収 入 益	0	
経 常 収 入 益	1,234	
経 常 収 入 益	73,711	
経 常 収 入 益	3,733	
経 常 収 入 益	△11,414	
経 常 収 入 益	△7,681	
経 常 収 入 益	5,293	
経 常 収 入 益	76,099	

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 82社

主要な会社名

株式会社アプラス

昭和リース株式会社

新生信託銀行株式会社

新生証券株式会社

株式会社ビーエムファイナンスは、当連結会計年度中に、新生銀ファイナンス株式会社に会社名を変更しています。

なお、全日信販株式会社（注）は株式取得により、Shinsei Finance (Cayman) Limited、Shinsei Finance II (Cayman) Limited他5社は設立により、Bronwyn Investments (Ireland) Limitedは支配権の獲得により、当連結会計年度から連結しております。

また、新生カード株式会社及び有限責任中間法人WAHOOアセットファンディングは解散により、連結の範囲から除外しております。株式会社エス・エル・エスは昭和リース株式会社との合併により消滅しております。

（注） 全日信販株式会社は、平成18年3月24日付で当行の子会社となったことから、当連結会計年度は、貸借対照表のみを連結しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等 79社

主要な会社名

華和国際租賃有限公司

非連結の子会社及び子法人等は、主として匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 13社

主要な会社名

シンキ株式会社

Hillcot Holdings Limited

BlueBay Asset Management Limited

なお、Woori-SB Asset Management Co., Ltd. 及び Terwin Holdings LLC は株式取得により、Consus SB First Securitization Speciality Co., Ltd. 他 3 社は設立により、当連結会計年度から持分法を適用しております。

また、昭和オートリース山形株式会社及び Northern Halk Maritime S.A. は株式売却により、持分法適用の範囲から除外しております。

- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 79社

主要な会社名

華和国際租賃有限公司

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、主として匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 23社

1月末日 3社

3月末日 56社

- ② 12月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等のうち3社は、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

以 上

(連結貸借対照表の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

3. 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3. と同じ方法により行っております。

5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

6. 売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

7. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の動産不動産の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
動産	2年～15年

8. 「その他資産」及び「動産不動産」に含まれている連結される子会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっております。

9. 自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づく定額法により償却しております。

10. 株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結される子会社に対する支配獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却方法及び償却期間は次のとおりであります。なお、無形資産は「その他資産」に含めて計上しております。

(1) 株式会社アプラス

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	10年
商権価値（加盟店関係）	級数法	20年

(2) 昭和リース株式会社

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	20年
契約価値（保守契約関係）	定額法	契約残存年数による
契約価値（サブリース契約関係）	定額法	契約残存年数による

11. 当行の繰延資産は、次のとおり償却しております。

- (1) その他資産のうち社債発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。
- (2) その他資産のうち社債発行費は、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。
- (3) 債券繰延資産のうち債券発行費用は、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

連結される子会社の社債発行費は、償還期限までの期間に対応して償却しております。

また、連結される子会社及び子法人等の創立費及び新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

12. 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結の子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

13. 当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

当行では破綻懸念先及び下記29. の貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対

する債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

国内信託銀行子会社以外の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,106百万円であります。

14. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
15. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。なお、この引当金は旧商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
16. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理（一部の連結される子会社は発生年度の翌年度から損益処理）

なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

17. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。
18. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ

取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は72百万円であります。

一部の連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。なお、国内の連結されるリース子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号）に規定する繰延ヘッジを適用しております。

19. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

20. デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

21. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

22. 当行及び国内の連結される子会社の一部は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

23. 特別法上の引当金は、証券取引責任準備金であり、以下のとおり計上しております。

証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内の連結される証券子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条の定めるところにより算出した額を計上しております。

24. 動産不動産の減価償却累計額 134,847百万円

25. 動産不動産の圧縮記帳額 2,985百万円

26. 連結貸借対照表に計上した「動産不動産」のほか、車両の一部等については、リース契約により使用しております。

27. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,889百万円、延滞債権額は36,347百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は1,301百万円、延滞債権額は3,631百万円であります。
28. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,125百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権は1,337百万円であります。
29. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は42,832百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権は16,265百万円であります。
30. 「貸出金」のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は84,195百万円であります。
- 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,536百万円であります。
- なお、27. から30. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
31. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したもとして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、124,475百万円であります。
32. 当行の貸出債権証券化（CLO - Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、252,812百万円であります。なお、当行は上記に係るCLOの劣後受益権を97,622百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額350,434百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
33. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は401百万円であります。

34. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	70百万円
有価証券	284,378百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,500百万円
借入金	602百万円
その他負債	910百万円

なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権455百万円を差し入れております。

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券173,124百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は14,663百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は15,322百万円であります。

35. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は15,654百万円、繰延ヘッジ利益の総額は4,143百万円であります。

36. その他資産には、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結される子会社に対する全面時価評価法の適用により計上された無形資産68,181百万円が含まれております。また、無形リース資産43,694百万円及び割賦売掛金472,901百万円が含まれております。

37. 動産不動産には、有形リース資産308,432百万円が含まれております。

38. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金144,000百万円が含まれております。

39. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債262,293百万円が含まれております。

40. 1株当たりの純資産額380円20銭

41. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び特定取引有価証券が含まれております。以下44.まで同様であります。

売買目的有価証券

連結貸借対照表計上額	205,044百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（益）	3,471

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	160,454百万円	157,949百万円	△2,505百万円	0百万円	2,505百万円

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	19,087百万円	24,652百万円	5,564百万円	5,678百万円	114百万円
債券	679,034	674,341	△4,693	66	4,760
国債	322,705	318,123	△4,582	4	4,587
地方債	81,164	81,132	△32	0	32
社債	275,164	275,085	△78	62	140
その他	153,281	155,931	2,675	3,390	715
合計	851,404	854,925	3,546	9,136	5,590

(注) 「その他」は主として外国債券であります。

なお、上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額(損)25百万円は含まれておりません。

上記の評価差額3,546百万円から繰延税金負債1,446百万円を差引いた額2,099百万円のうち少数株主持分相当額154百万円を控除した額に、時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等への出資持分に係る評価差額金37百万円、及び持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額225百万円を加算した額2,208百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて、10百万円の減損処理を行っております。

時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

42. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
688,993百万円	8,054百万円	2,403百万円

43. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	連結貸借対照表計上額
非連結の子会社・関連法人等株式	35,505百万円
その他有価証券	
非上場株式	5,969
非上場地方債	4
非上場社債	212,439
非上場外国証券	52,879
その他	9,646

44. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	547,772百万円	450,434百万円	2,477百万円	46,556百万円
国債	146,674	282,916	2,431	46,556
地方債	81,122	4	9	—
社債	319,974	167,512	36	—
その他	7,125	102,566	53,078	22,953
合計	554,897	553,000	55,555	69,509

45. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

連結貸借対照表計上額 277,434百万円

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(損) 5,730

満期保有目的の金銭の信託はありません。

その他の金銭の信託

取得原価 178,732百万円

連結貸借対照表計上額 178,732

評価差額 —

46. 売買目的の買入金銭債権の評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額 177,314百万円

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(損) 5,028

47. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは59,797百万円であります。

48. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,092,758百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,922,148百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

49. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△69,904百万円
年金資産（時価）（含む退職給付信託）	71,339
未積立退職給付債務	1,435
会計基準変更時差異の未処理額	5,470
未認識数理計算上の差異	1,251
未認識過去勤務債務	△4,867
連結貸借対照表計上額の純額	3,289
前払年金費用	6,599
退職給付引当金	△3,309

50. 従来、「社債繰延資産」として表示していた社債発行費（当連結会計期間末765百万円）は、重要性がないため、「その他資産」に含めて表示しております。

51. 連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

(連結損益計算書の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- | | |
|---|--------|
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 53円16銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 37円75銭 |
| 4. 信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。 | |

(アドオン方式契約)

総合・個品あっせん	7・8分法
信用保証(保証料契約時一括受領)	7・8分法
信用保証(保証料分割受領)	定額法

(残債方式契約)

総合・個品あっせん	残債方式
信用保証(保証料分割受領)	残債方式

(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。

- (1) 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。
 - (2) 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。
5. リース業務の収益の計上は、リース契約上收受すべきリース料総額をリース期間に相当する月数で均等割した月当たりリース料を基準として、その経過期間に対応する額を計上しております。
6. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
- 特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
7. 「その他業務収益」には、リース収入168,352百万円を含んでおります。
8. 「その他経常収益」には、金銭の信託運用益23,505百万円を含んでおります。
9. 「その他業務費用」には、リース原価152,163百万円を含んでおります。
10. 「無形資産償却額」は、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結される子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産に係る当連結会計年度の償却額であります。
11. 「その他の特別利益」には、子会社株式売却益2,570百万円を含んでおります。
12. 連結損益計算書の収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月15日

株式会社 新生 銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂 ㊟
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	後 藤	順 子 ㊟
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	宮 崎	茂 ㊟

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第21条の32第2項の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第6期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社及び連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社新生銀行及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第6期営業年度における連結貸借対照表及び連結損益計算書（以下「連結計算書類」という。）について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査委員会は、その定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類につき、執行役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、これに基づき検証いたしました。また、必要に応じて子会社及び連結子会社の会計に関する報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人「監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月17日

株式会社	新生銀行	監査委員会
	監査委員	青木 昭 ㊟
	監査委員	小川 信 明 ㊟
	監査委員	可児 滋 ㊟
	監査委員	長島 安 治 ㊟

(注) 監査委員は全員が、商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役であり、執行役ではありません。

以 上

第6期末（平成18年3月31日現在）貸借対照表

株式会社 新 生 銀 行
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	315,282	預金	4,000,819
現金	8,451	当座預金	54,849
預け	306,830	普通預金	1,268,207
コ	50,000	通知預金	24,128
債	33,107	定期預金	2,343,174
買	40,233	その他の預金	310,460
特	173,315	譲渡性預金	157,373
商	183	債券発行高	1,021,419
品	34,768	債	1,021,419
有	2,078	コ	30,000
価	136,285	特	129,059
値	556,448	定	2,124
の	1,809,798	取	126,935
信	474,458	引	314,789
託	81,136	有	314,789
券	517,967	価	325
債	352,730	借	288
債	383,505	入	37
式	3,961,246	外	447,024
形	401	国	213,567
付	133,715	他	1,179
越	3,183,803	店	45,181
替	643,326	預	827
け	12,140	為	183
預	10,860	替	17,241
為	1,280	債	21,136
資	282,669	券	51,717
産	1,499	品	76,099
用	15,407	債	10,040
益	4,629	金	200
勘	46	金	30,985
定	49,583	諾	
品	12,421	計	6,355,605
失	719		
金	762	(資本の部)	
費	197,598	資	451,296
産	26,701	本	18,558
産	21,285	本	18,558
金	246	利	380,526
産	5,169	益	7,777
用	177	当	372,749
産	177	期	74,890
返	27,965	未	2,670
金	30,985	純	△6
計	△111,421	利	853,046
		株	
		式	
		自	
		資	
		本	
		の	
		部	
		合	
		計	
資産の部合計	7,208,651	負債及び資本の部合計	7,208,651

第6期（平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで）損益計算書

株式会社 新 生 銀 行
(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		197,284
資 金 運 用 収 益	82,620	
貸 出 金 利 息	57,895	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	21,036	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	22	
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	30	
預 け 金 利 息	2,019	
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	697	
そ の 他 の 受 入 利 息	919	
役 務 取 引 等 収 益	22,065	
受 入 為 替 手 数 料	954	
そ の 他 の 役 務 収 益	21,111	
特 定 取 引 収 益	20,740	
特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	2,236	
特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	18,503	
そ の 他 業 務 収 益	23,523	
外 国 為 替 売 買 益	10,266	
外 国 債 等 債 券 売 却 益	4,611	
そ の 他 の 業 務 収 益	8,645	
そ の 他 経 常 収 益	48,334	
株 式 等 売 却 益	5,083	
金 銭 の 信 託 運 用 益	39,787	
そ の 他 の 経 常 収 益	3,464	
経 常 費 用		136,787
資 金 調 達 費 用	32,398	
預 金 利 息	16,932	
譲 渡 性 預 金 利 息	62	
債 券 利 息	4,720	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	95	
売 現 先 利 息	0	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	27	
借 用 金 利 息	5,800	
社 債 利 息	1,738	
そ の 他 の 支 払 利 息	3,021	

科 目	金	額
役 務 取 引 等 費 用	10,659	
支 払 為 替 手 数 料	1,941	
そ の 他 の 役 務 費 用	8,717	
特 定 取 引 費 用	463	
商 品 有 価 証 券 費 用	4	
そ の 他 の 特 定 取 引 費 用	458	
そ の 他 業 務 費 用	5,415	
国 債 等 債 券 売 却 損	1,203	
債 券 発 行 費 用 償 却	231	
社 債 発 行 費 償 却	422	
金 融 派 生 商 品 費 用	430	
そ の 他 の 業 務 費 用	3,127	
営 業 経 費 用	73,860	
そ の 他 経 常 費 用	13,990	
貸 出 金 償 却	187	
株 式 等 売 却 損	2,990	
株 式 等 償 却	6,963	
金 銭 の 信 託 運 用 損	278	
そ の 他 の 経 常 費 用	3,570	
経 常 利 益		60,497
特 別 利 益		6,261
動 産 不 動 産 処 分 益	0	
償 却 債 権 取 立 益	763	
そ の 他 の 特 別 利 益	5,498	
特 別 損 失		119
動 産 不 動 産 処 分 損	119	
税 引 前 当 期 純 利 益		66,639
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△5,991
法 人 税 等 調 整 額		△2,260
当 期 純 利 益		74,890
前 期 繰 越 利 益		302,595
中 間 配 当 額		3,947
利 益 準 備 金 積 立 額		789
当 期 未 処 分 利 益		372,749

(貸借対照表の注記)

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
- 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
- また、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積りに当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。
3. 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3. と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
6. 売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
7. 動産不動産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|----|---------|
| 建物 | 13年～50年 |
| 動産 | 2年～15年 |
8. 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。
9. 繰延資産は、次のとおり償却しております。
- (1) その他資産のうち社債発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。
 - (2) その他資産のうち社債発行費は、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。
 - (3) 債券繰延資産（債券発行費用）は、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。
10. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記28. の貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,441百万円であります。

12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。
- 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
- また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各営業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。
- なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は72百万円であります。
16. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。
- 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。
17. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
18. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
19. 当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
20. 子会社の株式総額 352,967百万円
21. 子会社に対する金銭債権総額 251,548百万円
22. 子会社に対する金銭債務総額 118,289百万円
23. 動産不動産の減価償却累計額 12,475百万円
24. 動産不動産の圧縮記帳額 2,985百万円
25. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、車両の一部等については、リース契約により使用しております。
26. 貸出金のうち、破綻先債権額は586百万円、延滞債権額は20,443百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であ

ります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

27. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は24百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

28. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,069百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

29. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,123百万円であります。

なお、26. から29. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

30. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の期末残高の総額は、124,475百万円あります。

31. 貸出債権証券化（CLO - Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金元本の期末残高の総額は、252,812百万円あります。なお、当行は上記に係るCLOの劣後受益権を97,622百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額350,434百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

32. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は401百万円あります。

33. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 10百万円

有価証券 282,005百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,500百万円

その他負債 910百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券173,089百万円を差し入れております。

34. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他の資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は16,617百万円、繰延ヘッジ利益の総額は4,196百万円あります。

35. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金156,423百万円が含まれております。

36. 社債には、劣後特約付社債419,309百万円、永久劣後特約付社債7,000百万円が含まれております。

37. 1株当たりの純資産額 378円51銭
 38. 旧商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、26,856百万円であります。

39. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び特定取引有価証券が含まれております。以下42.まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額 197,618百万円
 当期の損益に含まれた評価差額(益) 3,293

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	う ち 益	う ち 損
国 債	160,429百万円	157,924百万円	△2,505百万円	－百万円	2,505百万円

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
関連法人等株式	20,101百万円	26,887百万円	6,785百万円

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表 計上額	評 価 差 額	う ち 益	う ち 損
株 式	9,591百万円	11,161百万円	1,569百万円	1,580百万円	11百万円
債 券	676,161	671,446	△4,714	31	4,746
国 債	318,597	314,028	△4,568	4	4,573
地 方 債	81,164	81,132	△32	0	32
社 債	276,399	276,285	△113	26	140
そ の 他	146,988	149,648	2,685	3,390	705
合 計	832,741	832,256	△460	5,002	5,462

(注) 「その他」は主として外国債券であります。

なお、上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額(損)25百万円は含まれておりません。

上記の評価差額△460百万円に繰延税金資産187百万円を加算した額△272百万円に、従来その他有価証券として保有していた関連法人等株式に係る保有目的変更前の評価差額金2,936百万円及び時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等への出資持分に係る評価差額金6百万円を加算した額2,670百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

40. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
678,820百万円	5,674百万円	2,266百万円

41. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	358,872百万円
関連法人等株式	9,819
その他有価証券	
非上場株式	3,933百万円
非上場地方債	4
非上場社債	212,439
非上場外国証券	38,526
その他	10,749

42. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	547,946百万円	447,340百万円	2,477百万円	46,556百万円
国債	145,648	279,822	2,431	46,556
地方債	81,122	4	9	—
社債	321,175	167,512	36	—
その他	7,125	104,748	60,714	17,310
合計	555,071	552,088	63,191	63,866

43. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	459,840百万円
当期の損益に含まれた評価差額(損)	2,941
満期保有目的の金銭の信託はありません。	
その他の金銭の信託	
取得原価	96,607百万円
貸借対照表計上額	96,607
評価差額	—

44. 売買目的の買入金銭債権の評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

貸借対照表計上額	20,637百万円
当期の損益に含まれた評価差額(損)	99

45. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当期末に当該処分をせずに所有しているものは59,597百万円であります。

46. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,952,367百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,777,363百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

47. 当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△51,046百万円
年金資産（時価）（含む退職給付信託）	53,089
未積立退職給付債務	2,042
会計基準変更時差異の未処理額	5,448
未認識数理計算上の差異	231
未認識過去勤務債務	△3,656
貸借対照表計上額の純額	4,066
前払年金費用	4,266
退職給付引当金	△200

48. 「金融安定化拠出基金拠出金」（当期末70,239百万円）については、前期は区分掲記しておりましたが、当期において資産総額の1/100以下となったことから「その他の資産」に含めて表示しております。

（損益計算書の注記）

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 12,084百万円

子会社との取引による費用総額 6,038百万円

3. 1株当たりの当期純利益金額 52円27銭

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 37円15銭

5. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

6. 「その他の特別利益」は、貸倒引当金取崩額5,498百万円であります。

第6期利益処分

株式会社 新 生 銀 行
(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	372,749,642,187
利 益 処 分 額	4,737,053,195
利 益 準 備 金	790,000,000
第 2 回 甲 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき6円50銭) 484,432,000
第 3 回 乙 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき2円42銭) 1,452,000,000
普 通 株 式 配 当 金	(1株につき1円48銭) 2,010,621,195
次 期 繰 越 利 益	368,012,588,992

【第6期利益処分に関する参考事項】

1. 利益処分に関する中長期的な方針

配当につきましては、収益動向等の経営成績やその将来の見通しを踏まえ、グローバルスタンダードに基づき株主の皆様適切なタイミングで収益配分を図っていくことを基本方針と考えておりますが、安定性や内部留保とのバランスにも留意していく必要はあるものと考えております。

2. 当期の利益処分の理由

当期の配当につきましては、優先株式については所定の配当金を、普通株式につきましては、上記方針を踏まえつつ、内部留保とのバランスや公的資金導入に伴う経営健全化計画にも配慮した結果、普通株式1株につき1円48銭とさせていただきます。中間配当金1円48銭とあわせて、年間配当金2円96銭と、前年度比38銭（14.7%）の増配となっております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月15日

株式会社 新生銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂 ⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	後 藤	順 子 ⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	宮 崎	茂 ⑩

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第21条の26第4項の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第6期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第6期営業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査委員会は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）」第21条の7第1項第2号及び商法施行規則第193条に掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びにそれに基づき構築されている内部統制システムについて監視・検証いたしました。さらに、監査委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、重要な会議に出席し又は監査委員会の職務を補助する使用人をして出席せしめ、取締役及び執行役等から内部統制を含むその職務の執行に関する事項の報告を受け又は聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し又は監査委員会の職務を補助する使用人をして閲覧せしめ、業務及び財産の状況を調査いたしました。加えて、必要に応じて執行役もしくは子会社の取締役に対し子会社に係わる営業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査法人から報告及び説明を受け、これに基づき計算書類及び附属明細書につき検証いたしました。

取締役又は執行役の競業取引、取締役又は執行役と会社間の利益相反取引、会社が行なった無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役又は執行役等から報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 商法特例法第21条の7第1項第2号及び商法施行規則第193条に掲げる事項に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- (2) 会計監査人「監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事情は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 子会社に関する事項を含め、取締役又は執行役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
なお、取締役又は執行役の競業取引、取締役又は執行役と会社間の利益相反取引、会社が行なった無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役及び執行役の義務違反は認められません。
- (7) 一部子会社が行政処分を受け、子会社に関する内部統制に不十分な点があったと認められますが、現在その改善・強化に着手していることを確認しております。その他の子会社については、取締役及び執行役の職務執行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月17日

株式会社 新生銀行 監査委員会
監査委員 青木 昭 ㊟
監査委員 小川 信 明 ㊟
監査委員 可児 滋 ㊟
監査委員 長島 安 治 ㊟

(注) 4名の監査委員全員が、商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役であり、執行役ではありません。

以 上

株主総会の参考書類

第1号議案 取締役15名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株式の数
1	テイエリー ホールテ (昭和32年6月28日生)	昭和54年9月 モルガン・スタンレー入社 平成3年1月 同社マネージング・ディレクター 平成7年9月 モルガン・スタンレー・ジャパン社長 平成15年11月 当行執行役員副会長 平成16年6月 当行取締役代表執行役員副会長 平成17年6月 当行取締役代表執行役員社長(現任)	471,915株
2	すぎやま じゅん じゅん 杉山淳二 (昭和21年4月15日生)	昭和45年5月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成8年6月 同行取締役 平成11年6月 同行常務執行役員 平成13年4月 株式会社UFJホールディングス(現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ) 常務執行役員 平成14年1月 同社専務執行役員 平成14年4月 株式会社アプラス顧問 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成17年6月 当行取締役代表執行役員副会長(現任)	0株
3	マイケル J. ホースキン (昭和20年9月23日生)	昭和45年9月 スタンフォード大学助教授 昭和53年9月 同大学教授 平成元年1月 大統領経済諮問委員会委員長 平成5年9月 スタンフォード大学フーバー研究所 T. M. フリードマン経済学教授上級研究員(現任) 平成6年4月 オラクル・コーポレーション取締役(現任) 平成8年1月 エクソン・コーポレーション(現エクソン・モービル・コーポレーション) 取締役(現任) 平成11年6月 ホーカフォン・グループ 取締役(現任) 平成12年3月 当行取締役(現任)	105,783株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株 式 の 数
4	エミリオ ホーティン (昭和9年10月1日生)	昭和33年10月 サンタンテール銀行入行 昭和52年10月 同行最高経営責任者 昭和61年12月 同行会長 平成11年4月 バンコ・サンタンテール・セントラル・イスパノ会長(現任) 平成12年4月 当行取締役(現任) 平成15年7月 サンタンテールグループ 会長(現任)	0株
5	ティモシー C. コリンズ (昭和31年10月8日生)	昭和49年1月 カミズ・エンジン社入社 昭和56年9月 フース・アレソ・ハミルトン社入社 昭和59年8月 ラザート・フル社入社 平成2年1月 オネックス社入社 平成7年10月 リップ・ルウッド・ホールディングス最高経営責任者(現任) 平成12年3月 当行取締役(現任) 平成17年3月 R H J インターナショナル最高経営責任者(現任)	1,088,301株
6 *1,2	J. クリストファー フラワース (昭和32年10月27日生)	昭和54年3月 コールトマン・サックス社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成8年10月 エンスター・グループ 社取締役(現任) 平成12年3月 当行取締役(現任) 平成14年11月 J. C. フラワース 社会長(現任) 平成17年12月 N I B Cホールディングス スーパー・ハイ・リポート (現任) 平成17年12月 N I B C銀行スーパー・ハイ・リポート(現任)	88,283,355株
7	か 可 児 滋 (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役(現任) 平成18年4月 横浜商科大学教授(現任)	0株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株 式 の 数
8	フレッド H. ラングハマー (昭和19年1月13日生)	昭和45年9月 トットウェルジャパン株式会社輸入部門セナルマネージャー 昭和50年1月 エステイローター・ジャパン社長 昭和60年9月 エステイローター株式会社最高執行責任者 平成7年9月 同社社長兼最高執行責任者 平成12年1月 同社社長兼最高経営責任者 平成16年7月 同社海外事業専属会長 (現任) 平成17年1月 ウォルト・ディズニー社取締役 (現任) 平成17年6月 当行取締役 (現任) 平成18年1月 アメリカン・インターナショナル・グループ 社取締役 (現任)	0株
9	まき 原 みよる 榎 原 稔 (昭和5年1月12日生)	昭和31年3月 三菱商事株式会社入社 昭和62年6月 米国三菱商事会社社長 平成4年6月 三菱商事株式会社取締役社長 平成10年4月 同社取締役会長 平成12年3月 当行取締役 (現任) 平成12年5月 社団法人日本経済団体連合会副会長 平成16年6月 三菱商事株式会社相談役 (現任) 平成16年9月 米IBM社取締役 (現任)	0株
10	なが しま やす はる 長 島 安 治 (大正15年6月22日生)	昭和28年4月 弁護士登録 昭和36年1月 長島・大野法律事務所 (現長島・大野・常松法律事務所) パートナー 平成9年1月 同事務所顧問 (現任) 平成15年4月 東京大学法科大学院運営諮問委員会委員 (現任) 平成16年6月 当行取締役 (現任)	0株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株 式 の 数
11	ル シ オ A . ノ ト (昭和13年4月24日生)	昭和37年6月 モービル・コーポレーション入社 平成6年3月 同社会長兼最高経営責任者 平成7年2月 米IBM社取締役(現任) 平成10年1月 アルリア・グループ取締役(現任) 平成11年12月 エクソン・モービル・コーポレーション副会長 平成13年3月 ミッドストリーム・パートナーズ マネージングパートナー(現任) 平成13年5月 ユナイテッド・オート・グループ取締役(現任) 平成17年6月 当行取締役(現任) 平成18年2月 コマニヤル・インターナショナル銀行取締役(現任)	12,298株
12	お 小 がわ のぶ あき 川 信 明 (昭和14年3月13日生)	昭和43年4月 弁護士登録 昭和45年8月 小川法律事務所(現小川・友野法律事務所)パートナー(現任) 平成4年4月 東京弁護士会副会長 平成8年4月 日本弁護士連合会事務総長 平成10年11月 当行監査役 平成12年3月 当行取締役(現任)	0株
13	たか 高 はし ひろ 幸 橋 弘 (昭和12年3月1日生)	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 平成8年6月 同社代表取締役常務取締役人事部長 平成9年6月 同社監査役 平成12年6月 同社顧問 平成12年10月 社団法人日本監査役協会専務理事兼事務局長 平成17年10月 同協会理事	0株
14	ジ ョ ン S . ワ ス ワ ス Jr. (昭和14年9月12日生)	昭和38年8月 ファースト・ホーストン・コーポレーション入社 昭和53年10月 モルガン・スタンレー入社 昭和62年3月 モルガン・スタンレー・シヤパン社長 平成4年1月 モルガン・スタンレー・アジアリミテッド会長 平成13年2月 モルガン・スタンレー アドバンスド・インテリジェクチャー(現任) 平成13年8月 マニトウ・ベンチャー パートナー(現任) 平成17年5月 シーユアン・ベンチャー スペシャルディレクター(現任) 平成17年6月 当行取締役(現任)	20,000株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当行 株 式 の 数
15 *3	やま もと てる あき 山 本 輝 明 (昭和23年11月24日生)	昭和46年4月 当行入行 平成12年6月 当行執行役員 平成13年6月 当行常務取締役 平成14年6月 当行専務取締役 平成16年6月 当行代表執行役専務執行役 平成17年6月 当行取締役(現任) 平成17年6月 株式会社アプラス代表取締役社長(現任) 平成18年3月 全日信販株式会社取締役会長(現任)	2,991株

(注) 1. マイケル J. ホースキン、エミリオ ボーティン、テイモシー C. コリンズ、J. クリストファー フラワース、可児滋、フレッド H. ランカハマー、榎原稔、長島安治、ルソ A. ノ、小川信明、高橋弘幸、ジョン S. ワズワース Jr. の各氏は社外取締役候補者であります。

2. 当行と候補者との間の特別な利害関係

- *1 当行はShinsei NIB (Cayman) Limitedを通じ、J. クリストファー フラワース氏が会長を務めるJ.C. フラワース社がジェネラルパートナーを務めるNew NIB Partners LPに25,002百万円を出資しております。
- *2 当行はJ. クリストファー フラワース氏が間接的に過半を所有するHillcot Holdings Ltd. の増資を5,105百万円引き受けております。
- *3 当行は山本輝明氏が代表取締役を務める株式会社アプラスに当行事務センタースペースの賃貸その他のサービスを提供しており、これらの取引により当行が受領する賃料等の額は年額5百万円です。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の事由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、周知性の向上および公告掲載費用の節減を図るため、現行定款第4条（公告の方法）に定める公告の方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（同第87号）（以下「整備法」といいます。）、ならびに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 「整備法」により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされる事項（取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会および会計監査人を置く旨、株式に係る株券を発行する旨、株主名簿管理人を置く旨、剰余金の配当等を取締役会が定めることができ、株主総会の決議によっては定めない旨）につき、それぞれ変更案第4条（機関）、同第7条（株券の発行）、同第10条（株主名簿管理人）および同第35条（剰余金の配当等の決定機関）の新設、変更、ならびに現行第1条の2（委員会等設置会社の採用）および現行第5条の2（自己株式の取得）の削除等の整備を行うものであります。
 - ② 定款の定めをもって単元未満株式について行使することができる権利を定めることが認められたことから、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するよう、変更案第9条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
 - ③ 定款の定めをもって株主総会参考書類等の一部をインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとすることが認められたことから、株主の利便性向上を図るため変更案第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - ④ 定款の定めをもって取締役全員の書面または電磁的記録による同意の意思表示によって取締役会の決議があったものとみなす制度が認められたことから、取締役会を機動的および効率的に運営できるよう、変更案第26条（取締役会の決議方法）第2項を新設するものであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(4) 前各号の業務の外、銀行法、担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>(5) その他前各号の業務に付帯または関連する事項</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(公告の方法)</u></p> <p>第4条 当銀行の公告は、日本経済新聞に掲載して、これを行う。</p> <p><u>(発行する株式の総数)</u></p> <p>第5条 当銀行の発行する株式の総数は、31億7452万8千株とし、このうち25億株は普通株式、7452万8千株は甲種優先株式、6億株は乙種優先株式（以上甲種優先株式および乙種優先株式を併せて優先株式という。）とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第5条の2 当銀行は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(1単元の株式の数および単元未満株式)</u></p> <p>第6条 当銀行の1単元の株式の数は、すべての種類の株式につき、1,000株とする。</p>	<p>(4) 前各号の業務の外、銀行法、担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p><u>(機 関)</u></p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 指名委員会</p> <p>(3) 監査委員会</p> <p>(4) 報酬委員会</p> <p>(5) 会計監査人</p> <p><u>(公告方法)</u></p> <p>第5条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して、これを行う。</p> <p><u>(発行可能株式総数)</u></p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、31億7452万8千株とし、このうち25億株は普通株式、7452万8千株は甲種優先株式、6億株は乙種優先株式（以上甲種優先株式および乙種優先株式を併せて優先株式という。）とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当銀行は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第8条 当銀行の単元株式数は、すべての種類の株式につき、1,000株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当銀行は1単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）に係る株券を発行しない。</p> <p>3 当銀行の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式となるべき数の株式を売渡すことを当銀行に請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（名義書換代理人）</p> <p>第7条 当銀行は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の委任を受けた執行役の決定によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 当銀行の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当銀行においてはこれを取り扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第8条 当銀行の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する諸手続およびその手数料は、取締役会または取締役会の委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</p>	<p>2 当銀行は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p>3 当銀行の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当銀行に請求することができる。</p> <p>（単元未満株式についての権利）</p> <p>第9条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>（4）前条第3項の規定による請求をすることができる権利</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第10条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当銀行の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第11条 当銀行の株式に関する諸手続およびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第9条の2 当銀行は、第32条に定める利益配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という。）または優先株式の登録質権者（以下優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録質権者（以下普通登録質権者という。）に先立ち、甲種優先株式1株につき年100円、乙種優先株式1株につき年10円を上限として、その発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下優先配当金という。）を支払う。ただし、当該営業年度において第9条の3に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。優先配当金の支払にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p> <p>2 ある営業年度において優先株主または優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>3 優先株主または優先登録質権者に対しては、甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの優先配当金を超えて配当は行わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第11条の2 当銀行は、第36条第1項に定める期末配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という。）に先立ち、甲種優先株式1株につき年100円、乙種優先株式1株につき年10円を上限として、その発行に際して取締役会の決議で定める額の期末配当金（以下優先配当金という。）を支払う。ただし、当該事業年度において次条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。優先配当金の支払にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p> <p>2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの優先配当金を超えて配当は行わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第9条の3 当銀行は、第33条に定める中間配当金を支払うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（この定款において優先中間配当金という。）を支払う。優先中間配当金の支払にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第9条の4 当銀行の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株主または優先登録質権者に対し、甲種優先株式1株につき1,300円、乙種優先株式1株につき400円を支払う。残余財産の分配にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p> <p>2 優先株主または優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(優先株式の消却)</p> <p>第9条の5 当銀行は、いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価格により消却することができる。</p> <p>(議決権)</p> <p>第9条の6 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第11条の3 当銀行は、第36条第2項に定める中間配当金を支払うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において優先中間配当金という。）を支払う。優先中間配当金の支払にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第11条の4 当銀行の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株主または優先登録株式質権者に対し、甲種優先株式1株につき1,300円、乙種優先株式1株につき400円を支払う。残余財産の分配にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p> <p>2 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(優先株式の消却)</p> <p>第11条の5 当銀行は、いつでも優先株式を買い入れ、これを剰余金をもって当該買入価格により消却することができる。</p> <p>(議決権)</p> <p>第11条の6 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発されるまでに、取締役会において優先配当金を受ける旨の議案が承認されず、かつ、かかる議案を定時株主総会に提出する旨の決議がされなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、取締役会または定時株主総会において優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式の併合または分割、新株引受権等)</p> <p>第9条の7 当銀行は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>2 当銀行は、優先株主には、<u>新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権</u>を与えない。</p> <p>(普通株式への転換)</p> <p>第9条の8 優先株主は、その優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める<u>転換</u>を請求し得べき期間(以下<u>転換期間</u>という。)において、当該決議で定める<u>転換</u>の条件で優先株式の普通株式への<u>転換</u>を請求することができる。</p> <p>(普通株式への一斉転換)</p> <p>第9条の9 転換期間中に<u>転換</u>請求のなかった優先株式は、甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの<u>転換</u>期間の末日の翌日(以下一斉<u>転換</u>日という。)をもって、当該優先株式1株の払込金相当額を甲種優先株式、乙種優先株式それぞれについて次項に定める一定の金額で除して得られる数の普通株式に<u>転換</u>される。</p>	<p>(株式の併合または分割、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利等)</p> <p>第11条の7 当銀行は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>2 当銀行は、優先株主には、<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>を与えない。</p> <p>(優先株式の取得請求)</p> <p>第11条の8 優先株主は、<u>当銀行に対し</u>、その優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める<u>取得</u>を請求し得べき期間(以下<u>取得請求期間</u>という。)において、当該決議で定める条件でその優先株式を取得し、<u>これと引換えに普通株式を交付</u>することを請求することができる。</p> <p>(優先株式の一斉取得)</p> <p>第11条の9 当銀行は、<u>取得請求期間中に取得</u>請求のなかった優先株式を、甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの<u>取得請求期間</u>の末日の翌日(以下一斉<u>取得</u>日という。)をもって<u>取得</u>し、<u>これと引換えに</u>、当該優先株式1株の払込金相当額を甲種優先株式、乙種優先株式それぞれについて次項に定める一定の金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 前項に定める一定の金額とは、甲種優先株式については、一斉<u>転換</u>日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、乙種優先株式については、一斉<u>転換</u>日に先立つ45取引日目の時点で当銀行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合またはいずれかの店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所または当該店頭売買有価証券登録原簿を備える証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場（以下店頭市場という。）における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、また、当該45取引日目の時点で当銀行の普通株式がいずれかの証券取引所または店頭売買有価証券登録原簿にも上場または登録されていない場合は、連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、取締役会において別途定める算式に従い、直近の<u>決算期</u>または<u>中間期</u>において算定される1株当たり純資産額をいうものとする。ただし、一斉<u>転換</u>日に先立つ45取引日目の時点で当銀行の普通株式が上場または取引されている証券取引所または店頭市場が合わせて複数に及ぶ場合には、当該取引日から一斉<u>転換</u>日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所または店頭市場における当銀行の普通株式に普通取引の毎日の終値を基準に平均値を算出する。また、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>3 前2項の<u>転換による普通株式の数</u>は、甲種優先株式1株に対し2株を上限とし、乙種優先株式1株に対し3分の2株を上限とし2分の1株を下限とする。（以下現行どおり）</p>	<p>2 前項に定める一定の金額とは、甲種優先株式については、一斉<u>取得</u>日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、乙種優先株式については、一斉<u>取得</u>日に先立つ45取引日目の時点で当銀行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合またはいずれかの店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所または当該店頭売買有価証券登録原簿を備える証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場（以下店頭市場という。）における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、また、当該45取引日目の時点で当銀行の普通株式がいずれかの証券取引所または店頭売買有価証券登録原簿にも上場または登録されていない場合は、連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、取締役会において別途定める算式に従い、直近の<u>事業年度の末日</u>または<u>中間事業年度の末日</u>において算定される1株当たり純資産額をいうものとする。ただし、一斉<u>取得</u>日に先立つ45取引日目の時点で当銀行の普通株式が上場または取引されている証券取引所または店頭市場が合わせて複数に及ぶ場合には、当該取引日から一斉<u>取得</u>日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所または店頭市場における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値を基準に平均値を算出する。また、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>3 前2項の<u>取得と引換えに交付される普通株式の数</u>は、甲種優先株式1株に対し2株を上限とし、乙種優先株式1株に対し3分の2株を上限とし2分の1株を下限とする。（以下現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4 前3項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法</u>に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。</p> <p>(招 集)</p> <p>第10条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。</p> <p>2 臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p> <p>3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき執行役社長がこれを招集する。</p> <p>4 執行役社長が欠員または事故があるときは、<u>執行役会長</u>がこれに代わり、<u>執行役社長および執行役会長</u>ともに欠員または事故があるときは、<u>取締役会</u>の定めるところにより、他の<u>執行役</u>がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(議 長)</p> <p>第11条 株主総会の議長は、執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 執行役社長が欠員または事故があるときは、<u>執行役会長</u>がこれに代わり、<u>執行役社長および執行役会長</u>ともに欠員または事故があるときは、<u>取締役会</u>の定めるところにより、他の<u>執行役</u>がこれに代わる。</p> <p>3 前2項に<u>関わらず</u>、取締役会は株主総会の議長を務める執行役を定めることができる。</p>	<p>4 前3項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法</u>に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき<u>取締役である執行役社長</u>がこれを招集する。</p> <p>4 執行役社長が欠員<u>のときもしくは取締役でないとき</u>または事故があるときは、<u>取締役会</u>の定めるところにより、他の<u>取締役</u>がこれに代わる。</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第13条 <u>当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 <u>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議 長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2 執行役社長が欠員<u>のとき</u>または事故があるときは、<u>執行役会長</u>がこれに代わり、<u>執行役社長および執行役会長</u>ともに欠員<u>のとき</u>または事故があるときは、<u>取締役会</u>の定めるところにより、他の<u>執行役</u>がこれに代わる。</p> <p>3 前2項に<u>かかわらず</u>、取締役会は株主総会の議長を務める執行役を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>2 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当該株主総会において議決権を行使することができる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第13条の2 第10条第3項および第4項、第11条ならびに第13条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第14条 当銀行の取締役は、20名以内とする。取締役のうち、2名以上は社外取締役（商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 取締役の選任決議については、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第15条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 他の取締役の在任中新たに選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当該株主総会において議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第17条の2 第12条第3項および第4項、第15条ならびに前条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第18条 当銀行の取締役は、20名以内とする。取締役のうち、2名以上は社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 他の取締役の在任中新たに選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会長)</p> <p>第16条 取締役会は、その決議をもって、取締役のうちから取締役会長1名を選定することができる。</p> <p>(シニアアドバイザー)</p> <p>第17条 取締役会の決議をもって、当銀行にシニアアドバイザーを置くことができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第18条 当銀行は、特例法第21条の17第1項に基づく取締役(取締役であった者を含む。)の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当銀行は、社外取締役との間で、特例法第21条の17第1項に基づく責任について、特例法第21条の17第5項において準用する商法第266条第19項各号の金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(取締役会の組織および権限)</p> <p>第19条 取締役は、取締役会を組織する。</p> <p>2 取締役会は、特例法第21条の7第1項に定める事項その他法令に定める事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故あるときは取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 第26条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が指名する者は、前2項の定めに関わらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>4 取締役会の招集通知は、各取締役に對して、会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会長)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(シニア・アドバイザー)</p> <p>第21条 取締役会の決議をもって、当銀行にシニア・アドバイザーを置くことができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第22条 当銀行は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる</u>取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当銀行は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結</u>することができる。</p> <p>(取締役会の組織および権限)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、<u>会社法第416条第1項第1号に定める</u>事項その他法令に定める事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故<u>がある</u>ときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 第31条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が<u>選定</u>する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>4 取締役会の招集通知は、各取締役に對して、会日の3日前<u>までに</u>発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議長)</p> <p>第21条 取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長が欠員のときまたは<u>取締役会長</u>に事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故があるときは取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数が出席し、その<u>取締役の過半数</u>をもってする。 (新設)</p> <p>(執行役の数および選任)</p> <p>第23条 当銀行の執行役は、20名以内とする。</p> <p>2 執行役は、取締役会において選任する。</p> <p>(執行役の任期)</p> <p>第24条 執行役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>2 他の執行役の在任中新たに選任された執行役の任期は、在任執行役の任期満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議をもって、1名以上の代表執行役を<u>選任</u>する。</p> <p>2 代表執行役は各自当銀行を代表する。</p> <p>3 取締役会は、その決議をもって、執行役会長1名および執行役社長1名、もしくは少なくともそのいずれか1名を<u>選任</u>するものとし、また、執行役副会長1名ならびに執行役副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p>	<p>(取締役会の議長)</p> <p>第25条 取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故があるときは、<u>取締役会</u>の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>2 当銀行は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(執行役の数および選任)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2 執行役は、<u>取締役会の決議</u>によって選任する。</p> <p>(執行役の任期)</p> <p>第28条 執行役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結後最初に<u>招集</u>される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>2 他の執行役の在任中新たに選任された執行役の任期は、在任執行役の任期<u>の満了する時</u>までとする。</p> <p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p>第29条 取締役会は、その決議をもって、1名以上の代表執行役を<u>選定</u>する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議をもって、執行役会長1名および執行役社長1名、もしくは少なくともそのいずれか1名を<u>選定</u>するものとし、また、執行役副会長1名ならびに執行役副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4 取締役会は、執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他の執行役相互の関係に関する事項を定めることができ、その内容はすみやかに各執行役に通知する。</p> <p>(執行役の責任免除)</p> <p>第26条 当銀行は、特例法第21条の17第1項の行為に関する執行役（執行役であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p> <p>(各委員会の員数および委員の選任)</p> <p>第27条 指名、監査、報酬の各委員会の委員は、それぞれ3名以上とする。</p> <p>2 指名、監査、報酬の各委員会の委員の過半数は、<u>社外取締役であって執行役でない者</u>でなければならない。</p> <p>3 監査委員会の委員は、当銀行もしくはその子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねていない者でなければならない。</p> <p>4 指名、監査、報酬の各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会において選任する。</p> <p>(委員会の招集および議長)</p> <p>第28条 各委員会は、各委員会においてあらかじめ指名された委員がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 前項にかかわらず、各委員は必要に応じ委員会を招集することができる。</p> <p>3 各委員会の招集通知は、各委員に対し会日の3日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 <u>それぞれの委員全員の同意があるときは、各委員会は招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p>	<p>4 取締役会は、執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他の執行役相互の関係に関する事項を定めることができ、その内容はすみやかに各執行役に通知する。</p> <p>(執行役の責任免除)</p> <p>第30条 当銀行は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任</u>について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p> <p>(各委員会の員数および委員の選定)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 指名、監査、報酬の各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない。</p> <p>3 監査委員会の委員は、当銀行もしくはその子会社の執行役、<u>会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）</u>もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務執行取締役を兼ねていない者でなければならない。</p> <p>4 指名、監査、報酬の各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会において選定する。</p> <p>(委員会の招集および議長)</p> <p>第32条 各委員会は、<u>取締役会</u>においてあらかじめ選定された委員がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 各委員会の招集通知は、各委員に対して、<u>会日の3日前までに</u>発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(委員会の決議方法) 第29条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その委員の過半数をもってする。</p> <p>(営業年度) 第30条 当銀行の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(利益金の処分) 第31条 当銀行の利益金は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会の決議を得て（特例法第21条の31第1項に基づき、取締役会の承認があったことが定時株主総会における承認を得たものとみなされる場合を含む。）、これを処分する。</p> <p>(利益配当金の支払) 第32条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当金の支払) 第33条 当銀行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に商法第293条ノ5の規定により分配する金銭（この定款において中間配当金という。）を支払うことができる。</p>	<p>(委員会の決議方法) 第33条 委員会の決議は、議決に加わることができるその委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p>(事業年度) 第34条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第35条 当銀行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項1号（優先株式についての会社法第156条第1項各号に掲げる事項を除く。）および第2号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除くほか、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金配当の基準日) 第36条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当銀行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先株式の転換と利益配当金等)</p> <p>第34条 <u>優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または第9条の9に定める転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第35条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から5年を経過してなお受領されないときは、当銀行は、その支払の義務を免れるものとする。</u> (委員会等設置会社移行前の取締役及び監査役の実任免除)</p> <p>第36条 <u>平成16年3月決算期に関する定時株主総会終結前の商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役及び監査役の実任免除並びに社外取締役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第19条の2及び第25条の2の定めるところによる。</u></p> <p><変更前定款第19条の2、第25条の2> (取締役の実任免除)</p> <p>第19条の2 <u>当銀行は、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の実任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当銀行は、社外取締役との間で、商法第266条第1項第5号の行為に関する責任について、商法第266条第19項各号の金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第25条の2 <u>当銀行は、監査役の実任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から5年を経過してなお受領されないときは、当銀行は、その支払の義務を免れるものとする。</u> (委員会等設置会社移行前の取締役および監査役の実任免除)</p> <p>第38条 <u>平成16年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)による改正前の商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役および監査役の実任免除ならびに社外取締役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第19条の2および第25条の2の定めるところによる。</u></p> <p>(以下現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(会社法施行前の取締役および執行役の責任免除)</u> 第39条 平成18年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第18条および第26条の規定は、会社法施行前の行為に関する取締役および執行役の責任の免除については、なお効力を有する。 <変更前定款第18条、第26条> <u>(取締役の責任免除)</u> 第18条 当銀行は、特例法第21条の17第1項に基づく取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。 2 当銀行は、社外取締役との間で、特例法第21条の17第1項に基づく責任について、特例法第21条の17第5項において準用する商法第266条第19項各号の金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。 <u>(執行役の責任免除)</u> 第26条 当銀行は、特例法第21条の17第1項の行為に関する執行役（執行役であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p>

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当行および当行子会社の取締役、執行役、従業員ならびに当行のシニア・アドバイザーに対しストックオプションとして新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行することについてご承認をお願いするものであります。

1. 金銭の払込みを要しないで募集を行うことを必要とする理由

当行グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、当行グループの企業価値の向上を図ることを目的とし、当行および当行子会社の取締役、執行役、従業員ならびに当行のシニア・アドバイザーに対し本新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、当行取締役会は、下記「3. 新株予約権の募集事項」としてご承認いただいた範囲内で、行使期間および行使条件が異なる新株予約権を発行できるものとします。

2. 新株予約権割当の対象者

当行および当行子会社の取締役、執行役、従業員ならびに当行のシニア・アドバイザーに対し本新株予約権12,000個を上限として割当てるものとします。

3. 新株予約権の募集事項

(1) 募集新株予約権の数の上限

12,000個を上限とする。

(2) 募集新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権1個につき当行普通株式1,000株

なお、当行が株式の併合、株式の分割または株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割または無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される、本新株予約権1個当たりの財産（金銭に限る。）の価額は、次により決定される1株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に①に定める本新株予約権1個につき交付される当行普通株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取

引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、本新株予約権割当日以降、当行が株式の併合または分割および株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{株式の併合または分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減ずる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

- ③ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権割当日から平成29年6月23日までの範囲で、当行取締役会が決定する。
- ④ 新株予約権の行使の条件
 - (i) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。
 - (ii) 本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
 - (iii) その他の条件については、本株主総会およびその後の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合には、払込みに係る額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する）、その余を資本準備金として計上する。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権を譲渡するときは当行取締役会の承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の取得
 - (i) 当行が消滅会社となる合併契約書が当行株主総会で承認された場合、または、当行が行う株式交換または株式移転に係る株式交換契約または株式移転計画が当行株主総会で承認された場合であって、当行取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当行は当該日に本新株予約権を無償で取得する。
 - (ii) 本新株予約権は、本新株予約権の割当を受けた者が、④(iii)の「新株予約権付与契約」に定める条件を満たさない状態である場合等、本新株予約権を行使できない状態

にある場合であって、当行取締役会が取得の日を定めて当該本新株予約権を取得する旨決議したときは、当行は当該日に当該本新株予約権を無償で取得する。

⑧ 組織再編に伴い交付される新株予約権

当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社または株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。

この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

(i) 新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社または株式移転により設立する株式会社の同種の株式

(ii) 新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

(iii) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(iv) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定める。

(v) 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(3) 新株予約権の払込金額

無償で発行するものとし、金銭の払込を要しない。

第4号議案 自己の株式の取得の件

当行および当行子会社の役職員に対しストックオプションを実施するため、本総会終結の時から1年の間に、会社法第156条の規定に基づき、当行普通株式30百万株、取得価額の総額300億円を限度として、金銭の交付をもって買い受けることにつき、ご承認をお願いするものであります。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえご行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Vodafone live!）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。
（「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Vodafone live!」はVodafone Group Plcの商標または登録商標です。）
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Vodafone live!のいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は株主総会前日（平成18年6月26日（月曜日））の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更や、専用の電子証明書の取得（または携帯電話番号情報の送信）等をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 「議決権行使コード」は株主総会の招集の都度新しいコードをご通知いたします。また株主総会の招集ご通知をパソコンに電子メールで送信することに同意された株主様につきましては、ご自分の「パスワード」を株主様に変更されるまで継続的にご利用いただくこととなりますので、パスワードの管理には充分ご注意ください。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

4. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以上

システム等に関するお問合せ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）